

第2期 とよかわ市民協働推進計画

(2026 ▶ 2030)

地域と行政がしっかりと支えているまち



豊川市

TOYOKAWA

目次

p 5 **第1章** **計画の概要**

- p 5 1 計画改定の経緯と趣旨
- p 9 2 計画の位置づけ
- p 9 3 計画の期間
- p10 4 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

p11 **第2章** **本市の市民協働の現状と課題**

- p11 1 第1期計画期間における豊川市のこれまでの取り組みと現状・課題
- p11 (1) 市民活動に関する情報収集・提供
- p15 (2) 人材育成と協働意識の醸成
- p19 (3) 市民活動団体の支援
- p24 (4) 市民協働推進の仕組みづくり
- p27 (5) 第1期計画の総括

p29 **第3章** **計画の目指すべき方向性と取り組み**

- p29 1 市民協働の目標
- p30 2 基本方針と施策体系
- p32 3 体系図

p34 **第4章** **施策の展開**

- p34 基本方針1 市民協働の理解促進
- p34 (1) 市民協働に関する情報発信と共有
- p36 (2) 市民協働に関する理解促進
- p37 基本方針2 市民協働の人材育成・確保
- p37 (1) 活動への参加のきっかけづくり
- p39 (2) 活動の担い手育成
- p41 基本方針3 市民協働環境の充実
- p41 (1) 活動拠点の支援
- p43 (2) 財政的支援
- p45 (3) 人的支援
- p46 基本方針4 市民協働推進体制の強化
- p46 (1) 推進・連携体制の充実
- p47 (2) 協働事業の評価と公表

p48 **第5章** **計画の推進**

p48 1 推進体制

p48 2 進行管理

p49 **資料編**

p49 1 豊川市の統計データ

p49 (1) 豊川市の人口推移と推計

p53 (2) 豊川市の地域活動の状況

p56 (3) 豊川市の事業及び財政状況

p58 2 市民活動に関するアンケート調査結果

p58 (1) 調査概要

p59 (2) 調査結果

p68 3 市民協働推進委員会委員名簿

p69 4 市民協働推進委員会推進計画審議経過

p70 5 市民協働推進委員会設置要綱

第1章

計画の概要

1 計画改定の経緯と趣旨

少子高齢化の進行、人々のライフスタイルの変化、そして価値観の多様化といった近年の社会情勢により、地域が抱える課題は複雑化・多様化の一途をたどっています。限られた行政資源のみでは、すべてのニーズに対応することが困難な状況となってきています。

こうした社会構造の変化に対応したまちづくりを推進するには、市民※をはじめ、企業や団体等の多様な主体が、防犯・防災、地域福祉等の地域課題を自分事として捉え、地域住民同士が支え合い、多様な主体が協働することで、誰もが安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が重要となります。

また、2015（平成27）年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）※を受け、我が国においてもアクションプランを策定し、民間企業が自社のビジネスを通じて社会課題解決を図る取り組みや、ソーシャルビジネス※の創発に対する社会の関心が高まってきています。

さらに、多様な個人がそれぞれに幸せや生きがいを実感し、豊かさを感じられる地域や社会の構築に向けて、ウェルビーイング※の向上が近年重要視されています。

市民が幸せに人生を生きるためには、自分らしく生きられる尊厳が守られ、だれしもが持っている可能性が発揮されることが基盤となります。市民協働※の推進は、尊厳の保護を支える居場所と一人ひとりが可能性を実現する機会を提供し、支えあいの地域づくりにつながることから、ウェルビーイングの向上を進めていくうえでも非常に重要な取り組みとなります。

ウェルビーイングを感じられる支えあいによる地域を作っていくうえでは、地域課題を解決し、地域を守り、ありのままの暮らしを継続させることと、地域をより活性化させることが必要です。これらを実現し、市民と行政が目標を共有しつつ、力を合わせてまちづくりを進めていくことがこれからの市民協働のまちづくりに求められます。

豊川市では、2018（平成30）年度から2025（令和7）年度を計画期間とする「とよかわ市民協働推進計画」を策定し、「地域と行政がしっかりと支えているまち」を目標に掲げ、豊川市に関わる市民協働を推進してきました。

気軽に市民活動[※]へ参加するきっかけとなるボランティア適性診断シートの作成や定年退職者向けボランティア啓発冊子の作成をはじめ、市民活動の情報収集・発信ボランティアの育成、まちづくりコーディネーター養成講座の開催や協働のまちづくり人材バンクの設置、町内会応援事業所の募集など市民協働を推進する様々な取り組みを進めたことにより、多くの市民活動団体[※]による市内外での活発な活動が継続されているとともに、養成講座や出前講座の受講者数やとよかわボランティア・市民活動センタープリオの利用者数が増加するなど、市民協働の活動が広がっています。さらに、市民活動団体との協働事業数も増加傾向にあるとともに、市民活動団体の協働への意識も高まり、NPO法人[※]、企業[※]、市との協働事業も広く行われるようになりつつあります。

また、2025（令和7）年度に策定される「第7次豊川市総合計画」[※]においても、まちづくりを進めるうえでの4つの基本方針のうちの1つに、「多様な主体との協働・連携を進めます」が位置付けられており、多様な主体と協働・連携を図りながら、さらなる市民協働を推進する考えが継承されています。

この度、2025（令和7）年度に計画期間が満了することに伴い、今までの市民協働の理念を引き継ぎつつ、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、より一層市民活動の活性化と市民協働によるまちづくりの推進を図るために、「第2期とよかわ市民協働推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画における用語解説

市民

市内に居住、勤務、就学する人及び連区や町内会、市民活動団体など非営利の公益活動を行うものの総称です。

SDGs (Sustainable Development Goals)

17の目標（ゴール）、169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標です。

ソーシャルビジネス

環境保護や貧困支援などの社会的課題をビジネスによって解決を目指すことで、経済学者ムハマド・ユヌスによって提唱されました。

経済産業省では、以下の3つの要件を満たす団体をソーシャルビジネスとして定義しています。

- ①社会性：現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること。
- ②事業性：①のミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと。
- ③革新性：新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること。また、その活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出すること。

ウェルビーイング (well-being)

身体的・精神的・社会的に良好な状態を表す概念のことです。

市民協働

市民活動団体、企業、市が、共通の目的に対し、対等な立場で協力しながら活動することをいいます。

市民活動

営利を目的とせず、社会的な課題の解決に向けて、身近な社会から国際社会までのあらゆる場面で活発に展開されている、自主的、自発的な活動で「市民活動」「社会貢献活動」「ボランティア活動」などと呼ばれ、活動形態も多種多様です。本市では、市民活動の要件を次のように定義します。

〈市民活動の要件〉

- 市民の自主性・自発性に基づく活動であること。
- 営利を目的としない活動であること。
- 不特定多数の人の利益増進に寄与する活動であること。
- 市民に対して内容が開かれた活動であること。
- 政治活動や宗教活動を主たる目的としない活動であること。

市民活動団体

市民活動を行う団体（NPO法人、ボランティア団体、地域コミュニティ団体、公益的な活動を行う企業など）です。

NPO (Non Profit Organaization) NPO法人 (特定非営利活動法人)

民間非営利組織 (NPO)。非営利、すなわち営利を目的とせず、公益的な市民活動を行う民間団体の総称です。平成10年施行の特定非営利活動促進法 (NPO法) により法人格を認証された民間非営利組織をNPO法人 (特定非営利活動法人) といいます。

【NPOに含まれる団体の種類】



出典：経済企画庁／国民生活白書（2000（平成12）年度版）

企業

株式会社、有限会社、個人事業者（自営業者）など、営利活動を主な目的とする団体を企業とし、その中で、公益的な活動を行う団体は市民活動団体に含めるものとします。

第7次豊川市総合計画

行政経営の根本となるもので、まちの未来像として定める「光・緑・人 輝くとよかわ」を実現するため、少子高齢化の進行や人口減少への的確な対応と行政運営の進むべき方向性を設定し、あらゆる行政分野のまちづくりを総合的に進める指針となるものです。

地域コミュニティ

住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるものです。

総務省では、「(生活地域、特定の目標、特定の趣味など) 何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団 (人々や団体)」と定義しており、「地域コミュニティ」を「共通の生活地域 (通学地域、勤務地域を含む) の集団」としています。

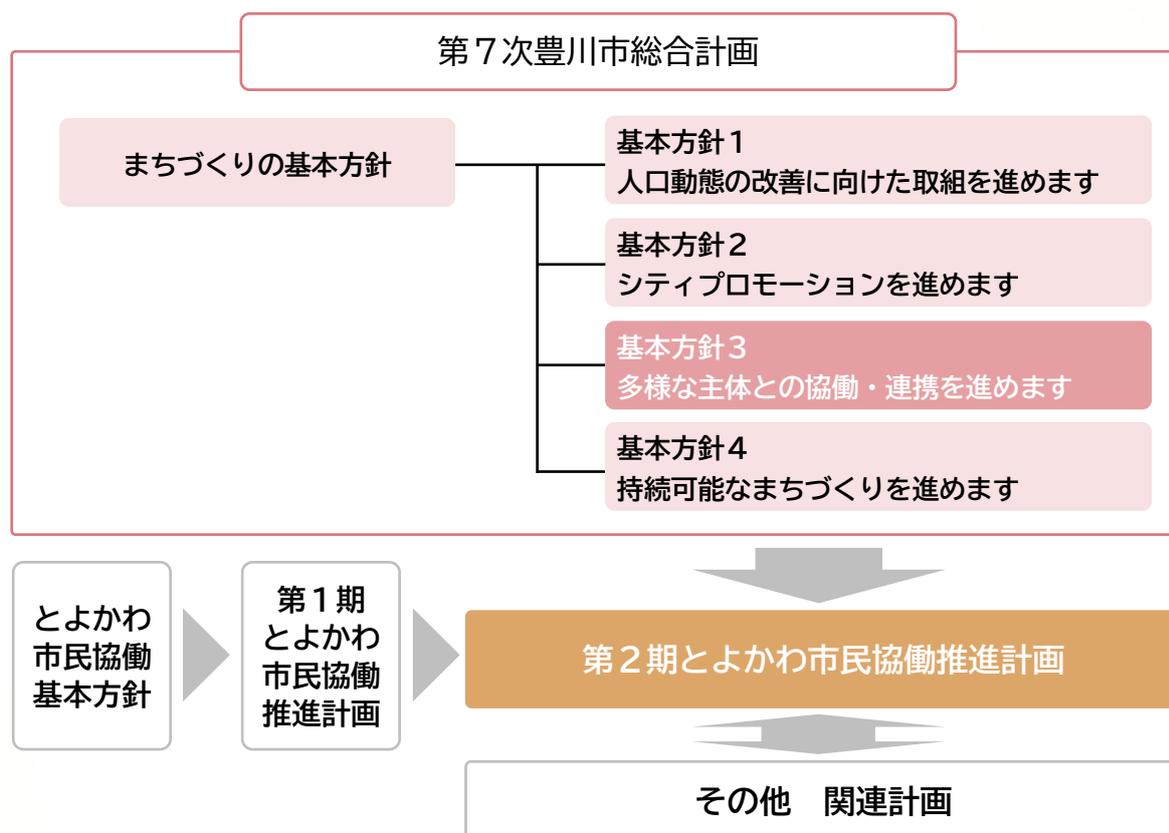
協働マッチングシステム

町内会や学校、企業など、協働してまちづくり活動に取り組むきっかけを創出する仕組み。

2 計画の位置づけ

第7次豊川市総合計画では、まちの未来像を実現するための4つの「まちづくりの基本方針」の1つに、第6次総合計画の「市民協働を進めます」を発展させた「多様な主体との協働・連携を進めます」を設定し、行政分野を横断したまちづくりを総合的に進めていくこととしています。

本計画においては第7次総合計画を上位計画として、まちづくりの基本方針のもと、市民協働のまちづくりを進めていくための具体的な施策を示すとともに、豊川市の諸施策と連携し取り組みを進めます。



3 計画の期間

本計画期間は、上位計画である第7次豊川市総合計画の計画期間が10年間であることに対し、近年の社会情勢の変化のスピードも鑑み、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年計画とします。

	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
第7次豊川市総合計画	[Arrow spanning from 2026 to 2035]									
第2期とよかわ市民協働推進計画	[Arrow spanning from 2026 to 2030]					[Arrow labeled '次期計画' spanning from 2031 to 2035]				

4 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

SDGs（持続可能な開発目標）では、誰一人取り残さない持続可能な社会の構築に向けて、自治体をはじめとした多様なステークホルダー（利害関係者）に、様々な取り組みの推進や連携の強化が求められています。

このようなSDGsの理念は、人々が安心して暮らせるような持続的なまちづくりを推進する地域共生社会の実現とも重なることから、本計画においてもSDGsの視点をもって、市民協働の取り組みを推進していきます。

17の持続可能な開発目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



特に、市民協働と関わりが深い「目標8 働きがいも経済成長も」「目標11 住み続けられるまちづくりを」「目標16 平和と公正をすべての人に」「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」の達成を、本計画の推進を通じて図ります。



第2章

本市の市民協働の現状と課題

1 第1期計画期間における豊川市のこれまでの取り組みと現状・課題

第1期計画では、「地域と行政がしっかりと支えているまち」の実現に向け、4つの基本方針を定め、12事業を重点事業と位置づけ、市民協働推進に向けた施策を展開してきました。

(1) **基本方針1** 市民活動に関する情報収集・提供

①第1期計画期間における取組状況

【新規】

- 広報リポーター登録制度により、市民からの情報提供をとよかわボランティア・市民活動センターのSNSを活用して、市民との協働による広報活動を推進しました。

重点

- 気軽に市民活動へ参加するきっかけづくりとして、ボランティア適性診断シートを作成し、市が開催するイベントの来場者や講座等の受講者へ配布し、ボランティアへの意識啓発を図りました。
- 定年退職者の能力やスキルをボランティア活動に活かしていただけるよう、定年退職者向けボランティア啓発冊子「いきいきシニアブック」を作成し、来庁者への配布や市内公共施設へ設置することで、高齢者の生きがいづくりとボランティアへの意識啓発を図りました。

【拡充】

- 企業の社会貢献活動と連携を図ることで、企業紙や民間フリーペーパーへの市民活動情報の掲載を促し、若年層や働く世代の市民活動参加の促進を図りました。

【継続】

- 市民活動に関する情報を広く市民に提供するため、市民活動に関する情報を積極的に収集し、広報とよかわやとよかわボランティア・市民活動センターだよりへの掲載内容の充実やカラー化などデザインの改良を行いました。**重点**
- 市民ボランティア情報提供システムの情報を必要としている登録者に対し、メール配信によってボランティア募集情報や講座に関する情報を多く配信し、市民活動の参加を促進しました。**重点**
- 町内会活動を周知するため、町内会の活動事例を紹介した小学生向けの冊子を作成し、副読本として授業で取り入れてもらうなど活用を推進しました。
- 市民活動に対する意識を高めるため、市ホームページやフェイスブックなどの情報媒体を有効に活用し、タイムリーな情報を掲載しました。

- 主に若年層の参加を促進するため、いつでも、どこでも講座等の申込手続きができるよう、インターネットを活用した手軽に参加できる環境を整えました。

②指標の達成状況

目標指標	目標値 2025（令和7）年度	当初値 2016（平成28）年度	現状値 2024（令和6）年度
とよかわボランティア・市民活動センターだよりの閲読率※	70.0%	64.5%	58.6% ※2023（令和5）年度
企業などが発行する情報紙への市民活動情報の掲載件数	50件 （8年間計）	1件	201件 （7年間計）
市ホームページを活用した市民活動団体の活動紹介件数	100件 （8年間計）	10件	138件 （7年間計）
市民ボランティア情報提供システムを活用したボランティア募集件数	100件 （8年間計）	2件	135件 （7年間計）

※豊川市電子市政モニター「とよかわデジモニ」で、とよかわボランティア・市民活動センターだよりを「毎号読んでいる」「たまに読んでいる」と答えた人の割合

③社会状況や豊川市の現状

- 少子高齢化による人口減少の進展、家族形態やライフスタイルの変化に伴う人と人とのつながりの希薄化などにより、地域コミュニティ※の機能が低下しています。
- 社会のデジタル化が進む中、多様な情報発信の必要性がさらに高まっています。
- 本市の町内会の加入率は、2014（平成26）年4月で75.4%となっていました。2025（令和7）年4月の加入率は65.5%と大きく減少しており、地域コミュニティの活力が低下していることがうかがえます。



とよかわボランティア・市民活動センターだより

ボランティア団体や市民活動団体が主催・関連するイベント情報やボランティア・会員募集情報など、様々なボランティア・市民活動に関する情報を掲載した情報紙



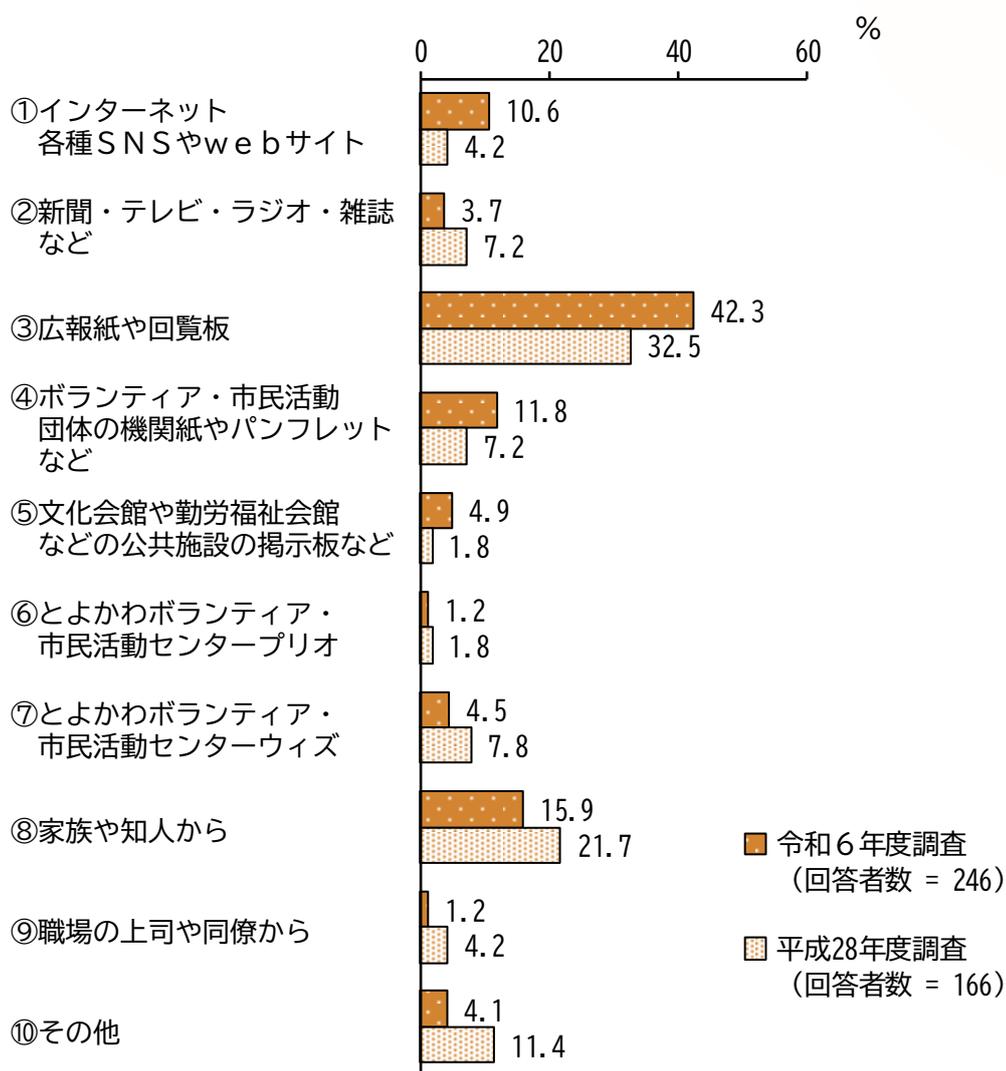
いきいきシニアブック

多様なスキルを持った人材をボランティアや市民活動に生かしていただくことを目的とした定年退職者向けボランティア啓発冊子

④現状分析を踏まえて明らかとなった課題

- 「インターネットに関心はあるが、使い方が分からない」というような市民に対するサポート体制が求められるとともに、シニア世代だけでなく、紙媒体による情報収集を行う人は一定数いるため、紙媒体やインターネット・SNS等の様々な媒体による情報提供や読む人が見やすい、読みやすいと感じる情報提供が求められます。

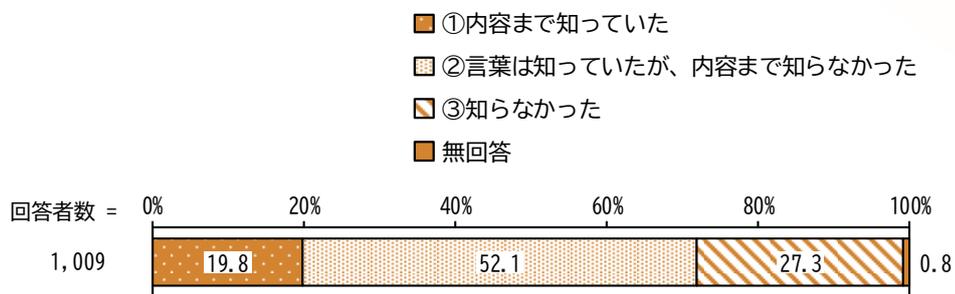
市民活動に参加する際に必要な情報の入手先（市民）
※現在、市民活動に参加している人



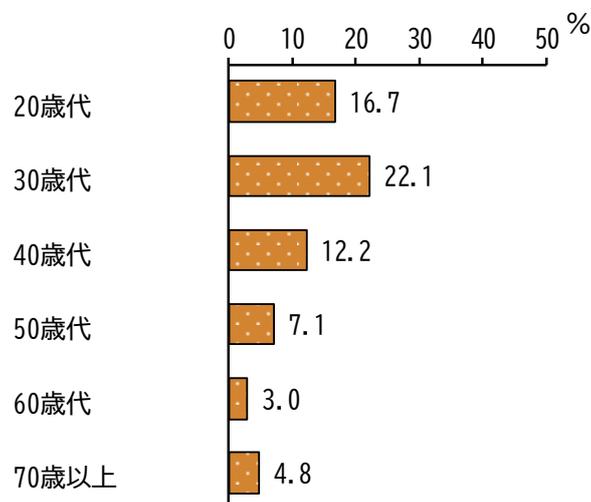
出典：2024（令和6）年度市民活動に関するアンケート調査

- 町内会の役割や重要性の理解が進んでいないことによる町内会の加入世帯数の減少や役員の担い手不足に対応するため、小学生に加えて、中高生に対するICTを活用し周知を図る取り組みを実施し、多くの学生に町内会について学んでもらう機会をつくる必要があります。
- 市民活動という言葉を知っている人が約7割と認知度が低くなっており、特に30歳代を中心とした中年層では、市民活動への無関心が明らかになっていることから、市民活動に関する周知啓発を強化する必要があります。また、市民活動が社会に役立っていないと考える人が増加していることから、市民活動の有用性についても、具体的な活動実績を示すなどの方法で市民にアピールしていくことが必要です。

市民活動という言葉の周知状況（市民）



市民活動への関心度（市民）＜年代別＞※「全く関心がない」を選択した人



出典：2024（令和6）年度市民活動に関するアンケート調査

- 地域の課題解決に向けて地域コミュニティ活動の活性化を図ることが必要です。町内会に未加入・脱退する世帯も増えてきていることから、町内会の取り組みや災害時における町内会等の働き等を知ってもらう必要があります、引き続き町内会への参画意識を醸成することが求められます。

(2) **基本方針2** 人材育成と協働意識の醸成

①第1期計画期間における取組状況

【新規】

- 市民活動団体、町内会、企業、市が協働しやすい体制づくりや地域での連携を推進するため、豊川市まちづくりコーディネーター養成講座を開催し、各組織や市民同士を繋ぐコーディネーターを養成しました。
- まちづくりコーディネーター養成講座の受講者を、豊川市まちづくりコーディネーター人材バンクに登録し、市民活動団体や町内会が抱える課題やニーズの解決に繋ぐ仕組みを構築しました。
- 市民協働推進員の役割を拡充し、地域活動活性化推進員と改め、外部講師による研修を実施し、庁内における地域活動の活性化推進に向けた取り組みを実施しました。
- 企業の社会貢献活動への意識向上と従業員のボランティア参加促進を図るため、企業向けのボランティア出前講座を開催しました。

【拡充】

- 市民協働による取り組みを促進するために団体交流会などを開催し、市民活動団体や町内会、企業などが、活動紹介、意見交換、相互理解、情報共有を図る機会を提供しました。**重点**

【継続】

- 高校生から概ね25歳までの若者を対象として、ボランティア活動への意識向上と参加へのきっかけづくりのため、若者ボランティア体験講座の内容の充実を図ったことで、受講者が増加しました。**重点**
- 市民活動団体や町内会が、継続して効果的な活動を展開できるよう、組織のリーダーとなる人材を養成しました。**重点**
- 市民の市民活動へのきっかけづくりのため、多様化する市民ニーズに対応した講座などの企画・運営を行い、土日の開催や親子での参加、託児の実施など、参加しやすい環境を整えました。
- 市職員の協働意識の向上を図るため、研修を行うとともに、「協働の手引き」の活用を推進しました。
- 市民の協働への関心を高めるため、研修会や出前講座を実施するとともに、協働の手法を分かりやすく説明した「協働の手引き」・「協働ガイド」の普及・啓発に努めました。

②指標の達成状況

目標指標	目標値 2025（令和7）年度	当初値 2016（平成28）年度	現状値 2024（令和6）年度
若者を対象としたボランティア体験事業数	100事業 （8年間計）	13事業 ※2017（平成29）年度	156事業 （7年間計）
養成講座や出前講座の受講者数	2,000人 （8年間計）	248人	4,530人 （7年間計）
団体交流会への参加団体数	30団体	19団体 ※2017（平成29）年度	15団体
市民活動に関心のある市民の割合	45.0%	35.7%	37.5%

※2017（平成29）年度から開始の事業

③社会状況や豊川市の現状

- 大規模な地震や台風、豪雨など著しい被害をもたらす災害が多発する中で、災害ボランティアや市民活動団体が被災地復興支援の担い手として大きな役割を果たしています。
- 地縁組織、特に町内会において未加入世帯の増加や役員の担い手が少ないことなど運営に関する課題が顕在化しています。
- 本市の総人口は2050（令和32）年には、160,224人まで減少し、年齢3区分別の人口は14歳以下の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口がともに減少し、65歳以上の老年人口は増加することが予測されている一方、外国人人口は年々増加傾向にあります。



まちづくりコーディネーター養成講座

まちづくりや地域の課題解決のため、市民活動団体・企業・市民をつなぎ、協働体制をコーディネートする人材を養成する講座



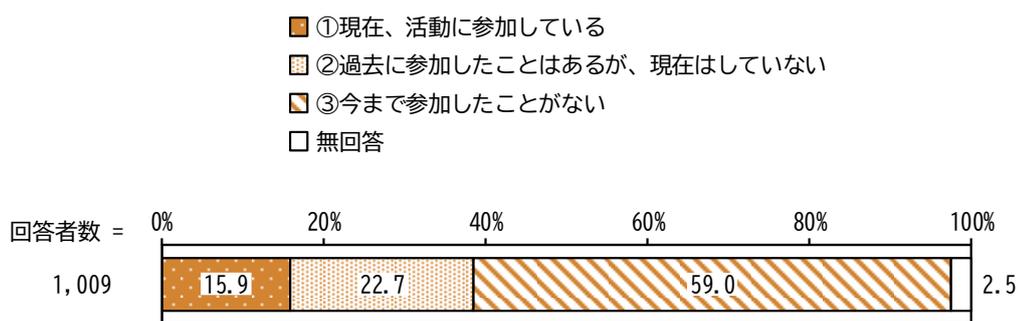
若者ボランティア体験講座

若い世代の方にボランティアを身近に感じてもらうための「参加しやすい環境づくり」「きっかけづくり」を目的に、まちを盛り上げる活動、子どもたちとふれあう活動など、多種多様な分野のボランティアを体験することができる講座

④現状分析を踏まえて明らかとなった課題

- 高校の課外活動としてボランティア参加を進めていることもあり、若者ボランティア体験講座をはじめ、各種講座の受講者が増加してきています。今後は、学んだことを地域に還元できる取り組みをさらに進める必要があります。
- まちづくりコーディネーター養成講座の実施により、着実に人材バンクの登録者数が増加しています。今後は、スキルアップ講座などの内容を充実させ、市民による活用の機会や場面を提供するなど、活動に対する支援を行う必要があります。
- 本市の総人口は減少することが予測されている一方、本市の外国人人口は年々増加傾向にあります。また、町内会活動の現状や課題を把握するため、2024（令和6）年12月に実施した町内会アンケートにおいて、町内会活動の課題として、「役員の担い手不足」「役員の負担が大きい」「役員の高齢化」「町内会活動への参加者が少ない」が多く挙げられています。市民活動の担い手の高齢化が進むなか、新たな市民活動の担い手となるよう、若年層や外国人に対して積極的にアプローチする必要があります。
- 市民へのアンケート調査結果では、市民活動の参加経験がある人は約4割ですが、そのうちの約2割が、「過去に参加したことはあるが、現在はしていない」となっています。また、市民活動へ参加するうえでの障害は、「特にない」が20.6%で最も高くなっており、今後は、市民活動に現在参加していない人を主な対象として、参加のきっかけや機会の充実を図る必要があります。また、「忙しくて時間がない」との声も多くあることから、ボランティアや市民活動へ参加しやすくなるように、活動の効率化や柔軟な活動時間への対応にも取り組んでいく必要があります。

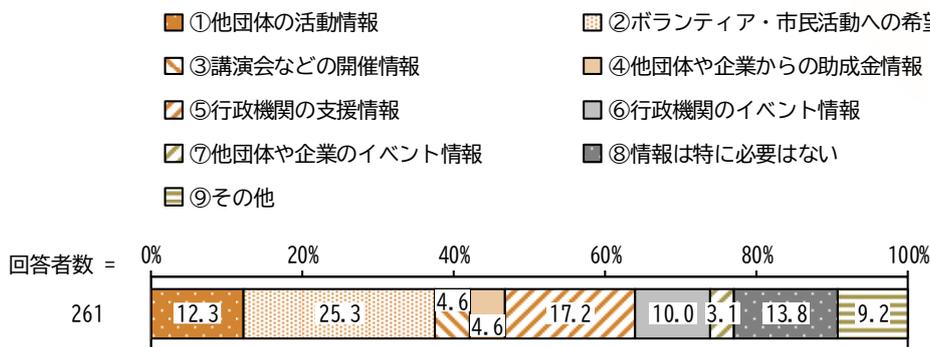
市民活動への参加の状況（市民）



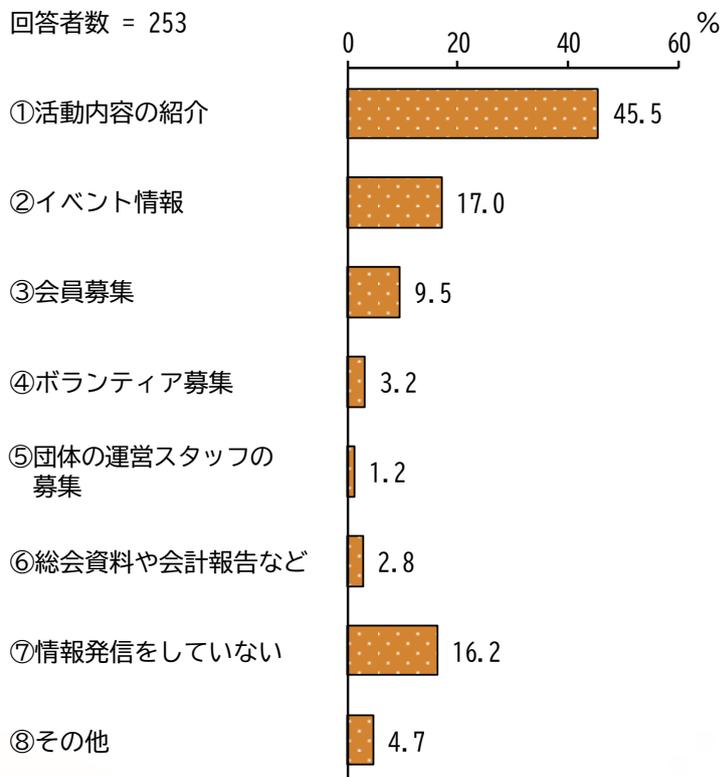
出典：2024（令和6）年度市民活動に関するアンケート調査

- 関係団体へのアンケート調査結果では、団体が活動のために必要としている情報として、「ボランティア・市民活動を希望する方の情報」が25.3%と最も高くなっています。その一方で、発信している情報は、「活動内容の紹介」が45.5%と最も高くなっており、情報発信をしていない団体も一定数存在します。関係団体が活動のために必要とする情報に対し、団体から発信される情報発信に偏りや不足が生じていると考えられることから、情報発信の内容を充実する必要があります。特に、新規会員の獲得に効果的な情報を発信するよう促すことが重要です。

活動のために必要な情報（団体）



団体が発信する情報（団体）



出典：2024（令和6）年度市民活動に関するアンケート調査

(3) 基本方針3 市民活動団体の支援

①第1期計画期間における取組状況

【新規】

- 協働によるまちづくりを推進するため、「町内会応援事業」と「ボランティア・市民活動団体応援事業」を統合して、「市民協働のまちづくり応援事業」を新設し、地域貢献企業の募集と制度の周知・啓発を行いました。**重点**
- 協働の手法を用いて地域課題の解決を図るため、協働コーディネーター支援事業を創設し、課題解決に意欲のある町内会・連区やボランティア・市民活動団体に専門的知識を有するアドバイザーやまちづくりコーディネーターを派遣しました。
- 「市民協働のまちづくり応援事業」に登録した企業が、町内会や市民活動団体に対し特別なサービスの提供や、余剰スペースを活動場所として提供する支援などを行い、企業等の社会貢献活動の推進を図りました。**重点**
- 市民活動団体、町内会、企業、市が協働しやすい体制づくりや地域での連携を推進するため、豊川市まちづくりコーディネーター養成講座を開催し、各組織や市民同士を繋ぐコーディネーターを養成しました。(再掲)
- まちづくりコーディネーター養成講座の受講者を、豊川市まちづくりコーディネーター人材バンクに登録し、市民活動団体や町内会が抱える課題やニーズの解決に繋ぐ仕組みを構築しました。(再掲)

【拡充】

- とよかわボランティア・市民活動センターについて、市民活動に関心のある市民や団体、企業が、情報収集・相談のために気軽に立ち寄ることができるよう、利便性の向上を図るとともに、市民活動団体が活動しやすい環境を整備しました。**重点**

【継続】

- 市民の連携強化と市民協働のまちづくりの推進を図るため、市民活動団体や地縁組織が他団体や企業と協働して行う事業に対して補助を行いました。**重点**
- 地域のコミュニティ活動の拠点施設である地区市民館の老朽化が進んでいるため、建替えや、統合・再編を計画的に実施するとともに、施設の適切な機能維持と長寿命化を図りました。
- 多様な市民活動団体の活動拠点の充実を図るため、生涯学習・文化・スポーツ施設など公共施設の利用料金を減免しました。
- 地域コミュニティ活動の活性化を図るため、町内会などの地縁組織が、活動拠点となる地区集会施設の新築や改修などを行う際に、経費の一部を補助しました。
- 安定的・継続的に法人運営ができるよう、NPO法人を運営するうえで負担する必要がある法人市民税の均等割額を補助しました。
- 町内会活動の活性化を図るため、各町内会が柔軟に用途を決め活用できる交付金の交付や活動の活性化に繋がる補助を行いました。

- 市民サービス向上のため、市民活動団体や町内会の専門性が生かせる事業については、委託などの手法による協働事業を推進しました。
- 市民活動者が安心して活動できるよう、公益性のある市民活動や地縁組織の活動中に発生する不慮の事故に対し、市が保険料を負担して補償に備えました。
- 寄附による市民活動への参加を推進するため、寄附制度の周知と寄附文化の醸成に必要な意識啓発を行いました。
- 市民活動団体や町内会が、継続して効果的な活動を展開できるよう、組織のリーダーとなる人材を養成しました。(再掲)
- 市民活動をするうえでの知識や技術を向上させるための講座を開催し、市民活動団体のスキルアップを図りました。

②指標の達成状況

目標指標	目標値 2025 (令和7) 年度	当初値 2016 (平成28) 年度	現状値 2024 (令和6) 年度
とよかわボランティア・市民活動センタープリオの利用者数	15,000人	11,403人	16,609人
豊川市市民協働推進事業 応援補助金の補助事業数	50事業 (8年間計)	8事業 ※2017 (平成29) 年度	44事業 (7年間計)
町内会応援事業所数	40事業所	0事業所 ※2017 (平成29) 年度	61事業所
協働のまちづくり人材バンクの活用件数	10件	0件 ※2017 (平成29) 年度	7件

※2017 (平成29) 年度から開始の事業

③社会状況や豊川市の現状

- 新型コロナウイルス感染症における地域活動の中止や縮小に伴い、これまで培われてきた地域の共助や自治力が低下していく懸念があります。
- 本市では、300を超える多くの市民活動団体が活動しているものの、団体数は年々減少傾向にあります。また、活動している団体の多くは、小規模、高齢の会員が多くなっています。



協働補助金対象事業

協働補助金を活用し、市民活動団体、地縁組織、学校等、企業、行政がいずれか又は複数と協働して行われています。



とよかわボランティア・市民活動センタープリオ

NPO法人の専門的知識を生かした相談、コーディネートなどを行い、市民活動団体等を支援しています。

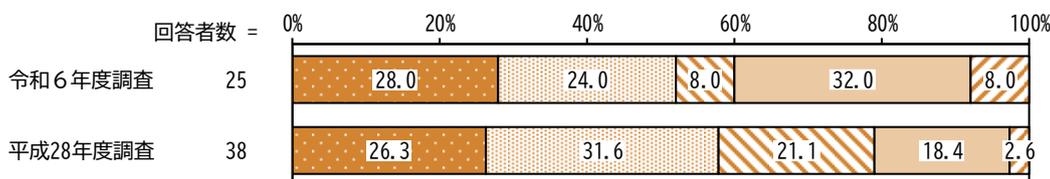
④現状分析を踏まえて明らかとなった課題

- 企業へのアンケート調査結果では、実施したい協働の内容として、「金銭や備品などの提供を行う資金的支援」が28.0%、「市民活動への参加などの人的支援」が24.0%と高くなっており、市民協働推進事業応援補助金の制度の見直しや企業と市民活動団体等とのマッチングへの支援、協働のまちづくり応援事業所への登録の促進など現在のニーズに合わせた支援内容を検討する必要があります。

企業が想定する協働の内容（企業）

※協働を実施したい企業

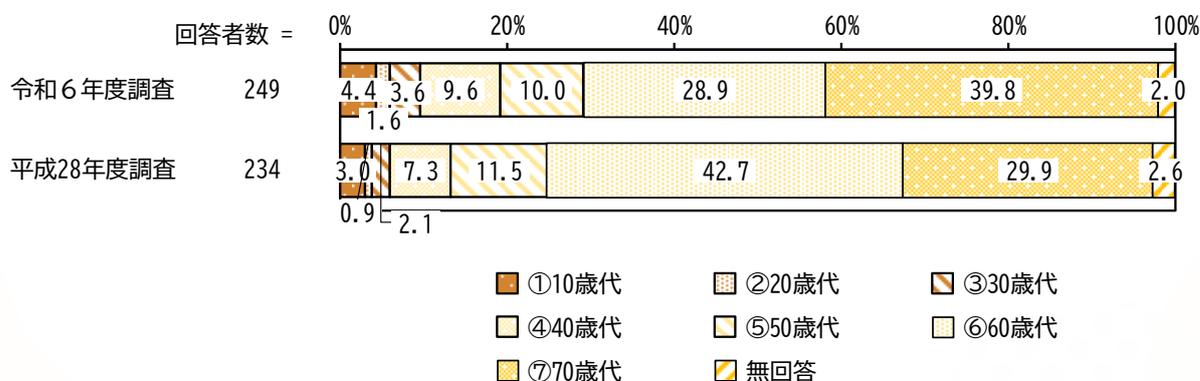
- ①金銭や備品などの提供を行う資金的支援
- ②市民活動への参加などの人的支援
- ③貴社所有施設（会議室など）の開放
- ④実施したいとは思いますが、具体的には考えていない
- ⑤その他



出典：2024（令和6）年度市民活動に関するアンケート調査

- 市内で活動する市民活動団体の小規模化・高齢化が進んでいることから、さらなる市民協働のまちづくり応援事業所の増加をはじめとした団体が継続して活動できるための支援が必要です。

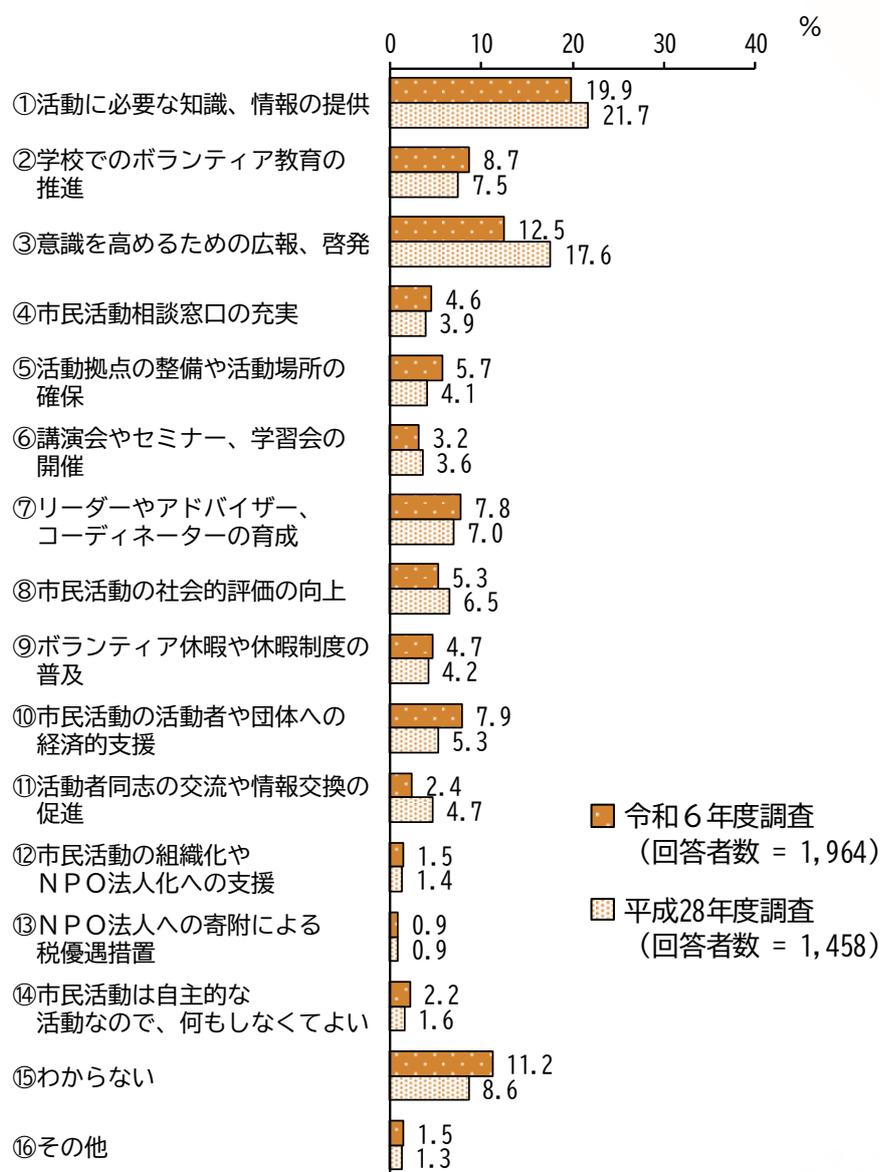
主に活動をされている会員の最も多い年齢層（団体）



出典：2024（令和6）年度市民活動に関するアンケート調査

- 町内会アドバイザー派遣事業においては、高校生や大学生などに町内会の課題解決に関わる機会を設けたことで、人的支援の面に限らず、協働の進展につながっており、市民へのアンケート調査結果においても、今後市民活動が盛んになるために必要な方策は、「活動に必要な知識、情報の提供」が19.9%と最も高くなっていることから、各種講座に参加した受講者が、アドバイザーやまちづくりコーディネーターとしてその経験をボランティア活動に生かすことができるよう制度の周知を行う必要があります。

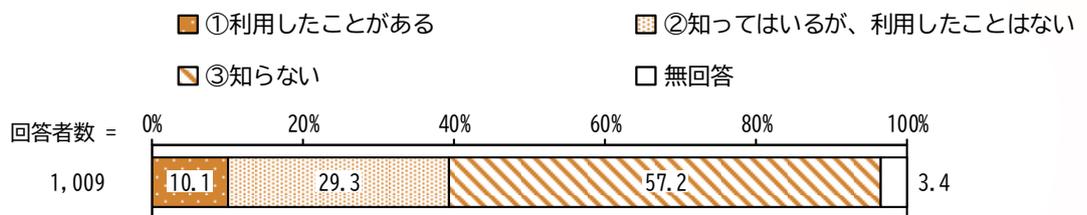
市民活動が盛んになるための方策（市民）



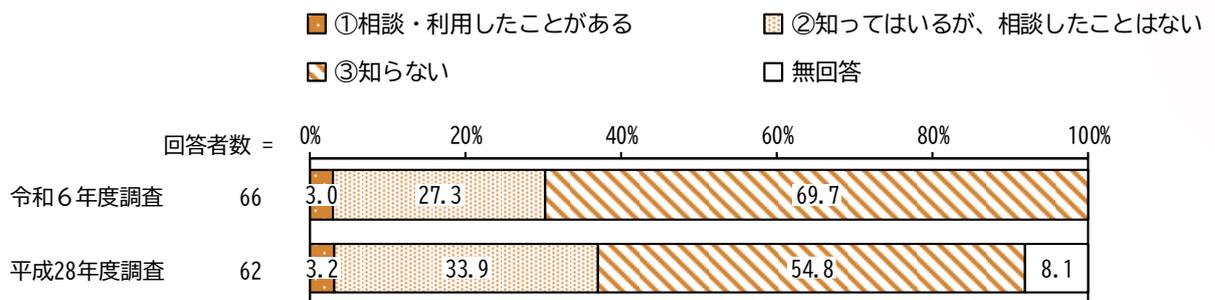
出典：2024（令和6）年度市民活動に関するアンケート調査

- 市民の支援に関する要望を取りまとめて企業に提供するなど、行政が市民と企業の橋渡しをするかたちの取り組みを行い、企業がより協働に参加しやすくなるような環境を整える必要があります。
- とよかわボランティア・市民活動センタープリオの利用者数は順調に増加し、目標値を達成しました。その一方で、市民調査では「利用したことがある」が約1割、企業調査では、施設を「知らない」が約7割と依然として認知度が低いことがうかがえます。そのため、市民及び企業に対して、施設の認知度向上に重点的に取り組むとともに、施設を認知していながら利用していない市民や企業も一定数存在することから、施設の機能が利用対象のニーズを満たしているかどうか適切に把握し、見直しを図ることも重要です。

「プリオ」と「ウィズ」の利用状況（市民）



とよかわボランティア・市民活動センタープリオへの相談・利用状況（企業）



出典：2024（令和6）年度市民活動に関するアンケート調査

(4) 基本方針4 市民協働推進の仕組みづくり

①第1期計画期間における取組状況

【新規】

- 市民協働のまちづくりを推進するため、まちづくりコーディネーター人材バンクや協働のまちづくり応援事業所といった市民活動団体や町内会、企業をマッチングする仕組みづくりを行いました。**重点**
- 市民協働推進員の役割を拡充し、地域活動活性化推進員と改め、外部講師による研修を実施し、庁内における地域活動の活性化推進に向けた取り組みを実施しました。(再掲) **重点**

【継続】

- 市民活動団体の意見を積極的に市政に反映させるため、市民活動団体の代表者などの審議会への登用を促進しました。
- 市民サービスの向上を図るため、市民活動団体からの提案による協働事業を推進しました。
- 市が行う協働事業を推進するため、市が取り組む協働事業を広く公表しました。
- 本計画に基づいて市が実施した事業の進捗管理を行うため、市民協働推進委員会に取り組み状況を報告し、その評価内容を広く公表しました。

②指標の達成状況

目標指標	目標値	当初値	現状値
	2025(令和7)年度	2016(平成28)年度	2024(令和6)年度
市との協働事業数	200件	170件	213件
市民協働推進員の人数	400人 (8年間計)	0人 ※2017(平成29)年度	391人 (7年間計)

※2017(平成29)年度から開始の事業

③社会状況や豊川市の現状

- 地域課題の解決に向けて、持続可能な開発目標であるSDGsを意識した多様な主体の取り組みの機運が高まってきています。
- 多様な個人がそれぞれに幸せや生きがいを実感し、豊かさを感じられる地域や社会の構築に向けたウェルビーイングの向上が求められる中、市民協働の推進は、尊厳の保護を支える居場所と一人ひとりが可能性を実現する機会の提供につながります。
- 市民ニーズの多様化や地域課題の複雑化により、行政主導ではなく市民と行政との協働によるまちづくりを行うことが求められており、本市においても、200を超える協働事業を実施しています。今後も引き続き、庁内における分野を横断した連携・協働、民間活用などを進めるとともに、市職員においても、多様な主体と協働する意識の醸成を図る必要があります。

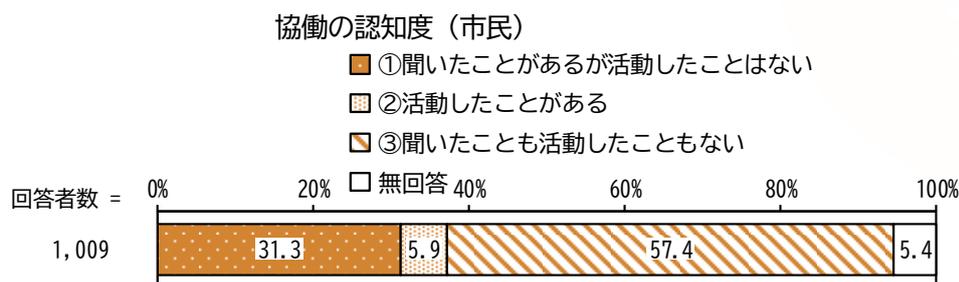


市民協働推進委員会

市民と行政の協働のまちづくりを推進するために、市民活動者や一般市民の公募による委員を登用し、市民協働施策の実施内容や進捗状況を評価しています。

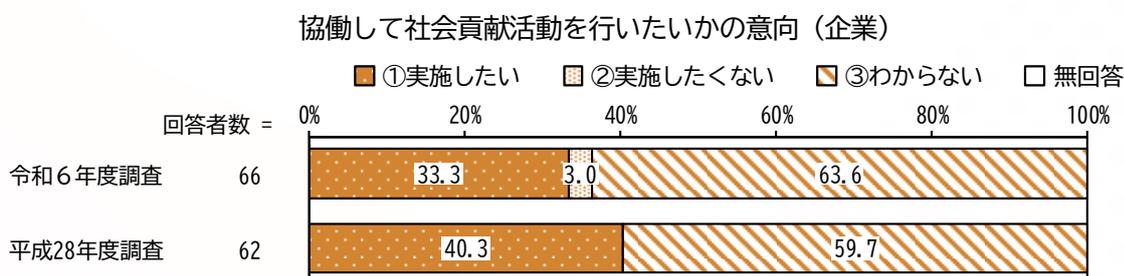
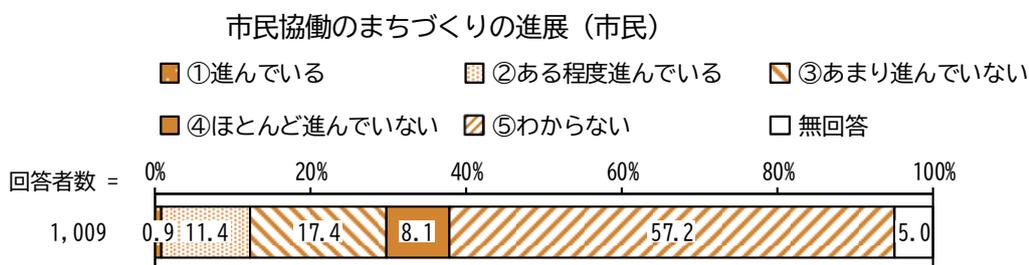
④現状分析を踏まえて明らかとなった課題

- 市民の協働参画が進むことで生まれる多様なニーズに対応していくため、市独自の行政運営やサービスの展開、市職員における連携意識の醸成を維持、継続していくとともに、市職員の資質向上に向けた取り組みが必要です。
- 協働事業の公表に努めるとともに、ホームページをリニューアルし、公表の改善を行ってきましたが、協働に関する「活動をしたことがある」人は5.9%と極めて低い割合となっており、さらなる協働の認知度向上に重点的に取り組む必要があります。また、団体や企業に対しても、協働という言葉の意味や内容について理解が深まるような取り組みが求められます。



出典：2024（令和6）年度市民活動に関するアンケート調査

- 協働事業における地域活動活性化推進員の果たす役割の重要性が高まっており、今後は地域活動活性化推進員のスキル向上や意識の醸成を図る必要があります。
- 市民調査では、市民協働のまちづくりが「進んでいる」「ある程度進んでいる」と考える人は12.3%にとどまっています。また、「わからない」と回答した人が57.2%となっており、市民協働のまちづくりの実績について、市民に十分に実感されていないことや、企業調査では、今後も積極的に「（協働したいか）わからない」企業は63.6%で、前回調査より高くなっており、協働への意欲が不明確な企業が増加傾向にあることが課題です。これらの課題に対応するためには、市民には具体的な活動状況を周知するとともに、企業には協働の意義を周知啓発するなどの取り組みを進める必要があります。



出典：2024（令和6）年度市民活動に関するアンケート調査

(5) 第1期計画の総括

第1期計画では、計画に基づいた多くの施策が展開され、まちづくり活動に参加する市民の割合は目標値を少し下回りましたが、おおよそ達成しました。また、それぞれの分野においても具体的な成果が見られました。

- ① 市民活動に関する情報収集・提供においては、市民活動情報を広く提供するため、広報とよかわやとよかわボランティア・市民活動センターだよりの内容充実・デザイン改良を進めるとともに、市ホームページやSNSを活用しタイムリーな情報発信を行いました。また、ボランティア適性診断シートや「いきいきシニアブック」を作成し、高齢者や定年退職者が気軽に市民活動へ参加するためのきっかけづくりや、意識啓発を図ったほか、広報リポーター登録制度を開始し、市民との協働による広報活動を展開しました。その結果、ボランティア募集情報や講座情報の配信件数は目標を大幅に上回るなど、多くの市民活動機会を提供しています。
- ② 人材育成と協働意識の醸成では、若者を対象にボランティア活動への参加促進を目的とした講座を充実化し、受講者数が増加しました。また、高校生を巻き込む課外活動や、まちづくりコーディネーター養成講座を実施し、人材バンク等の登録数も着実に増加しています。市民団体のリーダー育成や企業対象のボランティア啓発講座も新たに展開するとともに、団体交流会開催による意見交換の機会も創出しており、ボランティア体験事業数は目標値を超え、養成講座の受講者数も目標を超える成果を達成しています。
- ③ 市民活動団体の支援では、とよかわボランティア・市民活動センター「プリオ」の利便性の向上を図り、情報収集や相談のための拠点として機能を充実しました。また、「市民協働のまちづくり応援事業」を新設し、社会貢献企業募集と制度周知を進めるとともに、他団体との協働で行う事業の補助を行いました。プリオ利用者数は目標を超える利用が見られ、活動拠点としての機能充実が進んでおり、協働補助も増加しています。
- ④ 市民協働推進の仕組みづくりにおいては、市民活動団体や企業との協働推進を目的として、まちづくりコーディネーター人材バンクの設立や、市民協働のまちづくり応援事業を通じたマッチング支援を強化するとともに、協働事業の公表にも努めました。また、市民協働推進員の養成を進め人数は着実に増加するなど基盤整備の進展が見られます。

市民のまちづくりへの参加促進を図るためには、町内会加入世帯数の増加に努めていく必要があります。また、ボランティアや市民活動の内容が地域全体により広く行き渡るようにするために、情報提供体制の充実と多様な媒体の整備を進めていきます。特に、高齢者や「インターネット利用が苦手だが関心はある」といった層へのICT利活用の支援が重要となります。

また、人材が育成された後の知識還元が不十分であり、学習内容を地域へ活かす取り組みを進めていくことが課題となります。さらに、町内会の役割や重要性の理解が進んでいないために町内会の役員のなり手が見つかりません。町内会における役員不足や負担軽減を解決するために、若年層や外国人を含む新たな担い手の育成が求められます。

市民活動団体においては、会員数が減少傾向にあり、小規模化・高齢化が進行している点が課題となっています。また、資金的支援や人的支援を求める企業ニーズに対して、行政の橋渡し役が不足しており、団体と企業のマッチングも課題となります。

さらに、アンケート調査では市民協働経験者の割合が低い状況にあり、認知度向上が今後の大きな課題となります。

これら課題を踏まえつつ、第2期計画では、さらなる効率的・効果的な取り組みを進めることで、地域コミュニティの活性化と市民協働の推進を実現します。

計画全体の目標指標の達成状況

目標指標	目標値	当初値	現状値
	2025（令和7）年度	2016（平成28）年度	2025（令和7）年度
まちづくり活動に参加する市民の割合※	61.0%	50.2%	60.6%

※市民意識調査で、町内会などの地域活動、NPO活動、ボランティア・市民活動などに「継続的に参加している」「参加したことがある」と答えた人の割合

第3章

計画の目指すべき方向性と取り組み

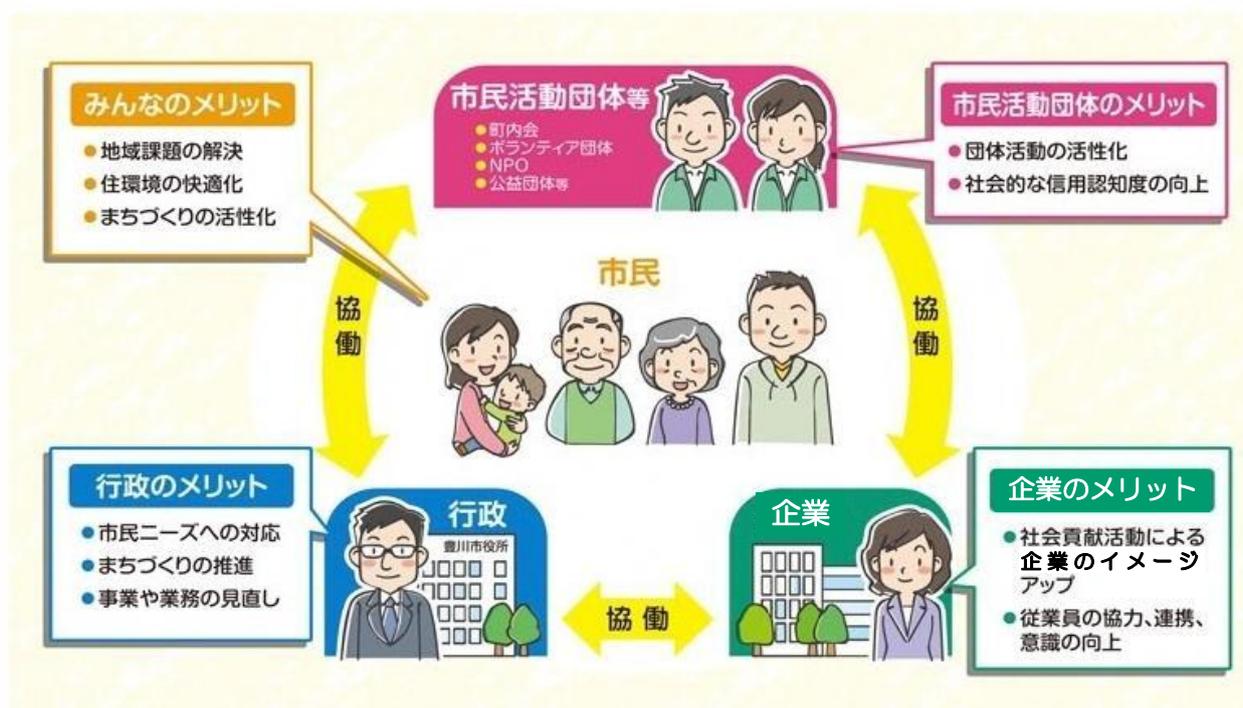
1 市民協働の目標

多様化・複雑化する地域課題や社会課題に柔軟にきめ細かく対応していくためには、市民・市民活動団体・企業・行政などがお互いのアイデアや資源を持ち寄り、それぞれの特性を生かし、みんなで一緒にまちづくりを進めていくことが重要となってきます。

市民と市民、市民と行政が協働して取り組み、あるいは役割分担することが必要であり、行政においては、自らが市政における役割を果たすとともに、まちづくりを担う市民活動を支援する役割を果たすことが大切です。

本計画では、地域と行政が一緒になってまちづくりの方向性を共有し、互いに助けあう地域をつくるため、第7次豊川市総合計画における施策「コミュニティ活動・市民活動の推進」のまちづくりの目標を踏まえた「地域と行政がしっかりと支えているまち」を、引き続き第2期計画における目指す目標とします。

地域と行政がしっかりと支えているまち



2 基本方針と施策体系

市民協働の目標の実現に向け、4つの基本方針を定め、それぞれに目標指標を設け、9つの実施施策・49事業（再掲5事業含む）を展開します。

また、市民協働の基盤づくりに効果的である18事業（再掲3事業含む）を重点事業として位置づけ、取り組みます。

基本方針1 市民協働の理解促進

市民の協働意識を深めるため、市民活動やボランティア情報を収集し、広報とよかわやとよかわボランティア・市民活動センターだよりで周知します。

また、企業と連携して情報紙への市民活動情報の掲載や、小学生から高齢者まであらゆる世代が市民活動に関心をもち、活動への参加につながるよう、啓発冊子を活用するなど、参加のきっかけづくりを進めます。

さらに、インターネットやSNSを活用して市民活動の情報を発信し、あらゆる世代の市民が参加しやすい環境を整備します。

基本方針2 市民協働の人材育成・確保

市民活動を活性化するため、若い世代向けボランティア講座などの充実や参加しやすい環境を整え、新たな人材の育成・確保に取り組みます。

また、専門的なスキルを持つ人材が活躍できるよう、人材バンクを活用して市民活動団体を支援します。加えて、講座受講生の活躍機会を増やし、まちづくりの担い手として外国人の参加を促進します。

市民や職員を対象とした研修や講座を開催するほか、企業や市民活動団体向けに出前講座や交流の場を提供し、市全体で市民協働意識を深める取り組みを進めます。

基本方針3 市民協働環境の充実

市民活動団体が活動しやすい環境を整えるため、既存施設の利便性向上や老朽化対応を進めるとともに、市民協働のまちづくり応援事業所制度を周知し、企業の社会貢献情報を集約する仕組みや新たな活動拠点の確保を図ります。

また、補助金や寄附を活用した財政的支援を行い、市民や企業の市民活動への参加を促進します。

さらに、講座や団体交流会を通じて活動を担う人材を育成し、企業との連携を促進する仕組みを検討し、市全体で地域課題の解決に向けた支援を行います。

基本方針4 市民協働推進体制の強化

多様化・複雑化する地域課題に対応するため、協働マッチングシステム[※]を活用し、まちづくりコーディネーターの活用による課題を抱える市民活動団体、町内会、企業とのマッチングや高校や大学と連携した協働事業の推進を図り、課題解決と協働事業の推進に努めます。

また、全庁的にまちづくりの協働体制を整え、市民活動団体や町内会の意見を市政に反映する機会を提供するなど、市民・市民活動団体や企業が協働しやすい環境を整備します。

さらに、本推進計画に基づき実施する各事業の進捗状況を定期的に確認・検証し、成果や課題を公表して計画の適正な管理を行います。

3 体系図

【全体指標】

目標指標

まちづくり活動に参加する市民の割合

※市民意識調査でまちづくり活動（町内会やお祭りなどの地域活動・NPO活動・ボランティア・

目標

地域と行政がしっかりと

基本方針

1 市民協働の理解促進



2 市民協働の人材育成・確保



実施施策

主な事業

新規事業

拡充事業

【重点】
重点事業

(1) 市民協働に関する情報発信と共有

(2) 市民協働に関する理解促進

(1) 活動への参加のきっかけづくり

(2) 活動の担い手育成

①【重点】 広報とよかわやとよかわボランティア・市民活動センターだよりの啓発

⑥企業などが発行する情報紙への市民活動情報の掲載促進

⑩【重点】 若者ボランティア体験講座の開催

⑮【重点】 まちづくりの担い手の育成

②【重点】 市民協働に関する情報発信媒体の充実

⑦ボランティア適性診断シートの活用

⑪参加のきっかけとなる講座などの充実

⑯【重点】 まちづくりコーディネーター人材バンクの活用

③講座申込みのインターネット手続きの推進

⑧【重点】 児童・生徒などの若年層に対する市民協働等の理解促進

⑫外国人市民のまちづくりへの参画を支援する事業の実施

⑲市民向け協働研修などの開催

④市民ボランティア情報提供システムの利用推進

⑨定年退職者向けボランティア啓発冊子の活用

⑬事業者が取り組むCSR（地域貢献活動）の周知

⑳【重点】 地域活動活性化推進員の活用

⑤情報収集・発信ボランティアの育成

⑩定年退職者向けボランティア啓発冊子の活用

⑭講座申込みのインターネット手続きの推進【再掲】

㉑企業向けボランティア出前講座の開催

㉒団体等との交流機会の促進

現状値
2025（令和7）年度

目標値
2030（令和12）年度

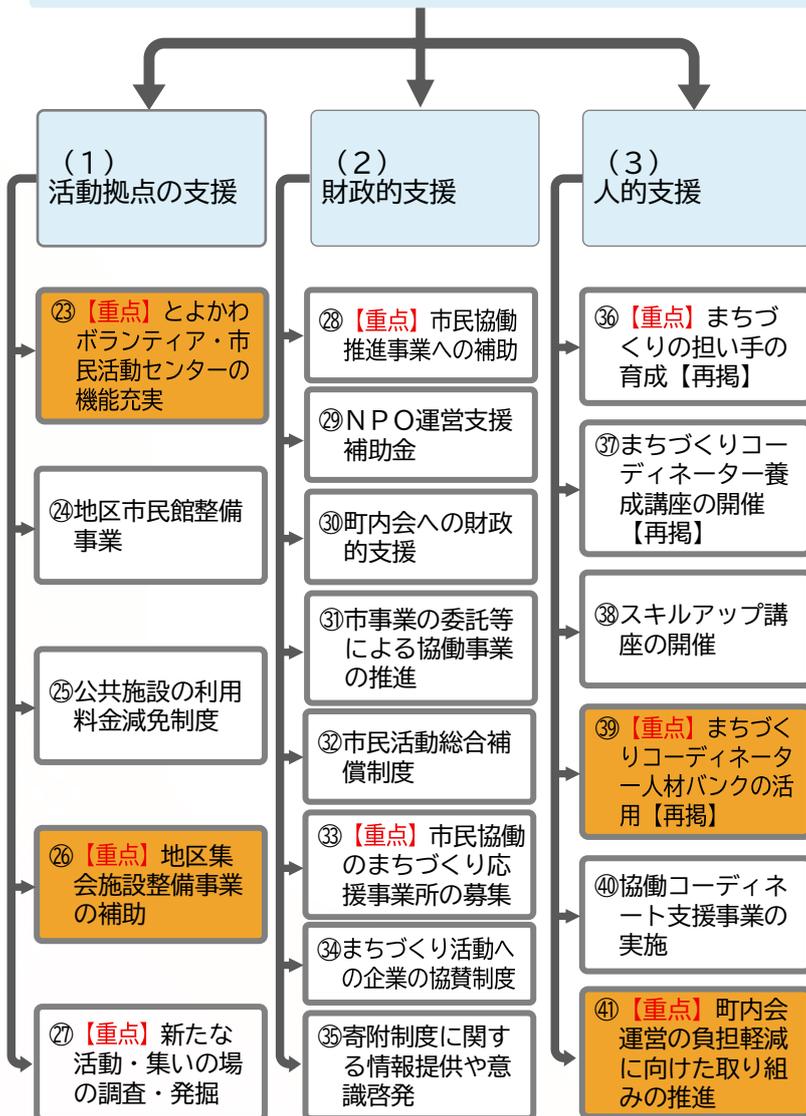
60.6%

62.0%

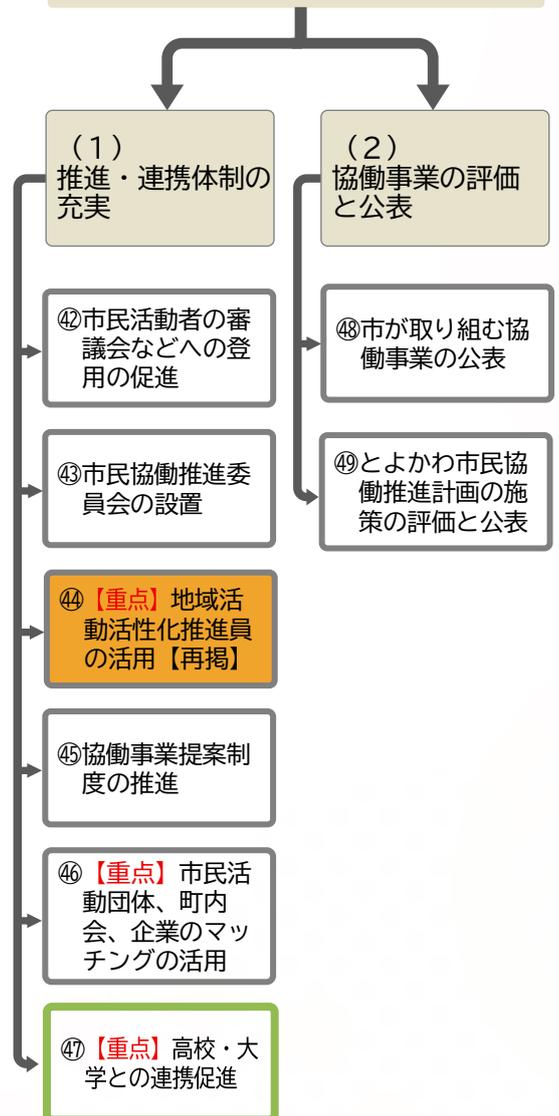
市民活動など）に「継続的に参加している」「参加したことがある」と答えた人の割合

支えているまち

3 市民協働環境の充実



4 市民協働推進体制の強化



第4章

施策の展開

基本方針1 市民協働の理解促進

市民協働に関する情報発信や啓発活動を行い、市民協働に関する周知と理解を促進します。



【目標指標】

目標指標	現状値 2024（令和6）年度	目標値 2030（令和12）年度
市民ボランティア情報提供システムを活用したボランティア募集件数	135件 （7年間計）	200件 （5年間計）
市民活動広報リポーター提供情報の発信件数	51件	80件
小学生向け町内会活動啓発冊子を授業で活用している学校数	12校	26校 （全小学校）
市民活動に関心のある市民の割合	37.5%	45.0%

【実施施策】

（1） 市民協働に関する情報発信と共有

市民協働に関する情報を広く市民に周知するため、広報とよかわやとよかわボランティア・市民活動センターだよりの認知度の向上やホームページの内容の充実を図ります。

また、インターネットを活用してボランティアや講座の情報発信や申込み手続き可能な講座を増やすことで、市民がいつでもどこでも市民活動に関する情報を入手できる環境を整備します。

さらに、市民活動広報リポーターの活用や学生等との連携により、より効果的な情報発信に向けた取り組みを実施します。

No.	区分	主な事業					概要	主な関係課・関係機関
	工程（●実施 ⇄ 調査・研究 ⇄ 実施期間）							
重点 1	拡充	広報とよかわやとよかわボランティア・市民活動センターだよりの啓発					広報とよかわやとよかわボランティア・市民活動センターだよりを広く周知し、多くの市民が市民活動に関する情報を得ることで市民協働に対する意識の醸成を図ります。	秘書課 市民協働国際課
	2026	2027	2028	2029	2030			
重点 2	拡充	市民協働に関する情報発信媒体の充実					市民活動に関する情報を広く市民に提供するため、市ホームページやとよかわボランティア・市民活動センターホームページの内容の充実を図るとともに、SNSでの情報発信内容やデザインの見直しを行い、若者等への情報発信のさらなる強化を図ります。	元気なとよかわ発信課 市民協働国際課
	2026	2027	2028	2029	2030			

No.	区分	主な事業					概要	主な関係課・関係機関
	工程 (●実施 ⇨ 調査・研究 ⇨ 実施期間)							
3	継続	講座申込みのインターネット手続きの推進					主に若年層の参加を促進するため、「あいち電子申請届出システム」等を活用して申込みことができる講座を増やし、手軽に参加できる環境を整えます。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			
4	継続	市民ボランティア情報提供システムの利用推進					情報提供システムに登録している市民に対し、ボランティア募集情報や講座に関する情報を配信することで、気軽な活動参加を促進します。	市民協働 国際課
	2026	2027	2028	2029	2030			
5	継続	情報収集・発信ボランティアの育成					市民活動広報リポーターを活用し、市民協働に関する情報を、とよかわボランティア・市民活動センターのSNSを通して発信します。また、学生等と連携し、効果的な情報発信ができるよう調査・研究を行います	市民協働 国際課
	2026	2027	2028	2029	2030			

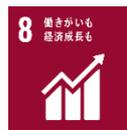
(2) 市民協働に関する理解促進

市民協働に関する理解を促進するため、企業や団体が発行する情報紙への市民活動情報の掲載を行うとともに、小学生から高齢者まで市民活動への興味をもち、活動へ参加できるように、ボランティア適性診断シートや各種啓発冊子を活用した啓発活動を実施します。

No.	区分	主な事業					概要	主な関係課・関係機関
	工程 (●実施 ⇄ 調査・研究 ⇄ 実施期間)							
6	継続	企業などが発行する情報紙への市民活動情報の掲載促進					企業の社会貢献活動との連携を図ることで、企業紙や民間フリーペーパーへの市民活動情報の掲載を促し、若年層や働く世代の市民活動参加の促進を図ります。	市民協働国際課 商工会議所
	2026	2027	2028	2029	2030			
7	継続	ボランティア適性診断シートの活用					気軽に市民活動へ参加するきっかけづくりとして、イベントや講座の参加者に対し、簡単にできるボランティア適性診断シートを配布し、ボランティア意識の啓発を行います。	市民協働国際課
	2026	2027	2028	2029	2030			
重点	拡充	児童・生徒など若年層に対する市民協働等の理解促進					町内会の活動事例を紹介した小学生向け啓発冊子「町内会のひみつ」による各小学校の授業での活用に加え、将来のまちづくりを担う児童・生徒などの広い年齢層を対象に市民協働に対する理解促進を図ります。	学校教育課 市民協働国際課 社会福祉協議会
8	2026	2027	2028	2029	2030			
9	継続	定年退職者向けボランティア啓発冊子の活用					定年退職者が、これまでの生活で培ったスキルや能力を市民活動に生かすことができるよう、「いきいきシニアブック～健康とボランティアの情報誌～」を配布し、高齢者の生きがいづくりとボランティアへの意識啓発を図ります。	介護高齢課 市民協働国際課 シルバー人材センター
	2026	2027	2028	2029	2030			

基本方針2 市民協働の人材育成・確保

市民活動への参加の機会を提供するとともに、これからの活動の担い手を育成します。



【目標指標】

目標指標	現状値 2024（令和6）年度	目標値 2030（令和12）年度
若者を対象としたボランティア体験事業数	156 事業 （7年間計）	200 事業 （5年間計）
学生の市民活動への参加人数	—	200 人 （5年間計）
養成講座や出前講座の受講者数	4,530 人 （7年間計）	4,000 人 （5年間計）
まちづくりコーディネーター登録者数	17 人 （延べ登録者数）	30 人 （延べ登録者数）

【実施施策】

（1）活動への参加のきっかけづくり

若者を対象とした体験型のボランティア講座やテーマ、日時などニーズに応じた多様な講座を開催し、市民が市民活動へ参加するきっかけとなる機会を提供します。

また、企業や外国人市民に対して、まちづくりへの積極的な参画を促すための新たな仕組みづくりを進めます。

No.	区分	主な事業					概要	主な関係課・関係機関	
		工程（●実施 ⇨ 調査・研究 ⇨ 実施期間）							
重点	10	拡充	若者ボランティア体験講座の開催					若者を対象とした参加・体験型のボランティア講座を開催し、若者の地域活動参加のきっかけづくりと意識啓発を図ります。また、地域活動への参加を創出します。	市民協働 国際課
		2026	2027	2028	2029	2030			
11	継続	参加のきっかけとなる講座などの充実					多様化する市民ニーズに対応するため、土日の開催や親子での参加、託児の実施など、参加しやすい環境を整備するとともに、より多様なメニューを検討し、市民の市民活動へのきっかけづくりを行います。	各課	
		2026	2027	2028	2029	2030			
12	新規	外国人市民のまちづくりへの参画を支援する事業の実施					外国人市民が地域の一員として、まちづくりに参画できるよう、多文化共生に対する理解の促進と参加の機会を創出します。	市民協働 国際課 国際交流 協会	
		2026	2027	2028	2029	2030			

No.	区分	主な事業					概要	主な関係課・関係機関
		工程 (●実施 ⇨ 調査・研究 ⇨ 実施期間)						
13	新規	事業者が取り組むCSR（地域貢献活動）の周知					地域活動への参加など、地域貢献活動に積極的に取り組んでいる企業の活動を広く周知する方法を検討・実施します。	元気などよかわ発信課 市民協働国際課 社会福祉協議会
	2026	2027	2028	2029	2030			
14	継続	講座申込みのインターネット手続きの推進【再掲】					主に若年層の参加を促進するため、「あいち電子申請届出システム」等を活用して申込みことができる講座を増やし、手軽に参加できる環境を整えます。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			



外国人市民を交えた防災訓練

外国人市民が多く住む町内会では、言葉の壁や文化の違いがある中、やさしい日本語などを活用しながら一緒に活動することで、外国人市民のまちづくりへの参画に取り組んでいます。

(2) 活動の担い手育成

継続的かつ効果的な市民活動を進めるため、まちづくり活動を中心に行う担い手や各団体をつなぐまちづくりコーディネーターを養成するとともに、まちづくりコーディネーター人材バンクを活用して、多様な知識や経験を持った人材が活躍できる環境を整備します。

また、市民や企業に対して、研修や出前講座を実施するとともに、市職員に対しても、地域活動活性化推進員を配置し職員のスキル向上に向けた研修を実施するなど、市全体で協働意識の醸成を図ります。

No.	区分	主な事業					概要	主な関係課・関係機関
		工程 (●実施 ⇄ 調査・研究 ⇄ 実施期間)						
重点 15	継続	まちづくりの担い手の育成					まちづくりの担い手を養成する講座を通して、市民活動団体や町内会が、継続して効果的な活動を展開できるよう、まちづくりの担い手を育成します。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			
16	継続	まちづくりコーディネーター養成講座の開催					まちづくりや地域の課題解決のため、まちづくりコーディネーター養成講座を開催し、連区や町内会、市民活動団体、企業、市民をつなぎ協働体制をコーディネートする人材を養成します。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			
重点 17	拡充	まちづくりコーディネーター人材バンクの活用					専門的なスキル、知識を市民活動の活性化や協働のまちづくりに生かしてもらうため、まちづくりコーディネーター養成講座受講者に対し登録を呼びかけ、まちづくりコーディネーターの効果的な活用を検討・実施します。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			
18	継続	市民向け協働研修などの開催					市民の協働への関心を高めるため、実施している研修会や出前講座の内容の充実を図るとともに、協働の手法等を分かりやすくまとめた「協働の手引き」・「協働ガイド」の普及・啓発を図ります。	市民協働国際課
	2026	2027	2028	2029	2030			
19	継続	市職員向け協働研修などの開催					市職員に対し、NPO法人をはじめとした市民活動団体の理解の促進や、市民協働の意識醸成を図るための研修を行います。	人事課 市民協働国際課
	2026	2027	2028	2029	2030			
重点 20	拡充	地域活動活性化推進員の活用					各課単位で地域活動活性化推進員を1名選任し、研修や推進員同士が意見交換・交流できる機会を設け、各課の施策に活用します。また、地域活動活性化推進員が各課において市民協働によるまちづくりを推進し、全庁的に協働意識の醸成を図ります。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			

No.	区分	主な事業					概要	主な関係課・関係機関
	工程（●実施 ⇨ 調査・研究 ⇨ 実施期間）							
21	継続	企業向けボランティア出前講座の開催					企業の社会貢献活動への意識向上と従業員のボランティア参加促進を図るため、企業向けのボランティア出前講座を開催します。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			
	→							
22	継続	団体等との交流機会の促進					市民協働による取り組みを促進するために、市民活動団体や町内会、企業などさまざまな立場から意見交換や情報共有を図る交流機会を提供するとともに、より多くの団体が参加しやすい方策で実施します。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			
	→							



地域活動活性化推進員の活用

町内会役員等の負担軽減や、地域活動におけるデジタルの活用、市民協働の意識啓発など地域活動活性化の推進において、中心的な役割を担う。

基本方針3 市民協働環境の充実

市民協働の拠点の充実を図り、活動の人的・財政的な支援を行います。



【目標指標】

目標指標	現状値 2024（令和6）年度	目標値 2030（令和12）年度
市民協働のまちづくり応援事業所数	61事業所 （延べ応援事業所数）	80事業所 （延べ応援事業所数）
豊川市市民協働推進事業応援補助金の補助事業数	44事業 （7年間計）	25事業 （5年間計）
市と協働して事業を行ったことがあると回答した市民活動団体の割合	30.5%	50.0%
協働コーディネート支援事業参加団体数	2団体 （2年間計）	10団体 （5年間計）

【実施施策】

（1）活動拠点の支援

市民活動の中核であるとよかわボランティア・市民活動センターの利便性の向上やタイムリーな情報発信を行うなど、センターの機能充実を図るとともに、老朽化が進む地区市民館について、「豊川市地区市民館営繕計画」に基づき、計画的な建替え・再編を進めます。

また、市民活動団体等に対する公共施設の利用料金の減免や地区集会施設の整備に対する補助金を交付するなど、活動拠点の充実を図ります。

さらに、市民活動団体の新たな活動拠点となりうる企業の社会貢献活動による施設提供の意向や空き店舗などの状況を調査し、ホームページ等を通じて市民活動団体等へ周知します。

No.	区分	主な事業					概要	主な関係課・関係機関
		工程（●実施 ⇄ 調査・研究 ⇄ 実施期間）						
重点 23	拡充	とよかわボランティア・市民活動センターの機能充実					市民活動に関心のある市民や団体、企業が、情報収集・相談のために気軽に立ち寄ることができるよう、利便性の向上を図るとともに、タイムリーな市民活動に関する情報発信などセンターの機能充実をすすめます。	市民協働 国際課
	2026	2027	2028	2029	2030			
24	継続	地区市民館整備事業					「地区市民館営繕計画」に基づき、老朽化が進む地区市民館の建替え・再編を計画的に推進するなど、利用者の利便性を高めます。	市民協働 国際課
	2026	2027	2028	2029	2030			

No.	区分	主な事業					概要	主な関係課・関係機関
	工程 (●実施 ⇨ 調査・研究 ⇨ 実施期間)							
25	継続	公共施設の利用料金減免制度					とよかわボランティア・市民活動センター プリオに登録する市民活動団体に対して、市内公共施設の利用料金を減免するとともに、団体が円滑に施設利用できるよう、施設管理所管課との連携を図ります。	財政課 市民協働 国際課
	2026	2027	2028	2029	2030			
重点	拡充	地区集会施設整備事業の補助					町内会などの活動拠点となる地区集会施設の新築や改修、設備導入などで必要となる経費補助について、必要な支援を柔軟に提供することができる体制を整備します。	市民協働 国際課
26	2026	2027	2028	2029	2030			
重点	継続	新たな活動・集いの場の調査・発掘					市民活動団体の新たな活動・集いの場を確保するため、企業の社会貢献活動による施設提供の意向や空き店舗などの状況を調査し、市民活動団体や町内会へ周知します。	各課 社会福祉 協議会
27	2026	2027	2028	2029	2030			



再編を経て完成した豊川東部地区市民館

地区市民館は、地区住民の自主的な活動を通じて連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会をつくるために設置された施設で、サークル活動など様々な地域コミュニティの活動拠点として活用されています。

(2) 財政的支援

市民活動団体や町内会などが協働の担い手として、安定して運営できる環境を整えるため、市民活動団体や町内会などが実施する取り組みや協働事業に対して、各種補助金を交付するとともに、活動中に発生する不慮の事故に備え補償制度を整備します。

また、市民のニーズに応じたサービスを提供するため、専門性や先駆的な手法を活用している市民活動団体や町内会などに事業を委託し、協働事業を推進します。

さらに、市民や企業が市民活動を財政的に応援できる仕組みとして、市民協働のまちづくり応援事業所の募集や寄附制度の周知を図り、市全体で市民協働によるまちづくりを進めます。

No.	区分	主な事業					概要	主な関係課・関係機関
	工程 (●実施 ⇨ 調査・研究 ⇨ 実施期間)							
重点 28	継続	市民協働推進事業への補助					市民活動団体や地縁組織が、他団体や企業と協働して行う事業に対して補助を行います。	市民協働国際課
	2026	2027	2028	2029	2030			
29	継続	NPO運営支援補助金					市民活動団体として登録しているNPO法人が、安定的・継続的に法人運営ができるよう、前年度法人税額が0円かつ法人市民税の均等割のみ市に納付した団体に対しに5万円を補助します。	市民協働国際課
	2026	2027	2028	2029	2030			
30	継続	町内会への財政的支援					町内会活動の活性化を図るため、各町内会が柔軟に用途を決め活用できる交付金や地域活動の活性化等に繋がる補助を行います。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			
31	継続	市事業の委託等による協働事業の推進					多様化する市民のニーズに応じたサービスを提供するため、市民活動団体や町内会などの専門性や先駆的な取り組みが生かせる事業について、委託などの手法による協働事業を推進します。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			
32	継続	市民活動総合補償制度					市民活動者が安心して活動できるよう、公益性のある市民活動や地縁組織の活動中に発生する不慮の事故に対し、市が保険料を負担して補償に備えます。	市民協働国際課
	2026	2027	2028	2029	2030			
重点 33	継続	市民協働のまちづくり応援事業所の募集					市民協働によるまちづくりを推進するため、市民活動団体や町内会行事などの活動で利用する場合に特別なサービスを提供する企業を募集します。	市民協働国際課 商工会議所
	2026	2027	2028	2029	2030			

No.	区分	主な事業					概要	主な関係課・関係機関
	工程（●実施 ⇨ 調査・研究 ⇨ 実施期間）							
34	継続	まちづくり活動への企業の協賛制度					<p>企業へ協賛を呼びかけ、市民協働のまちづくり応援事業や各種教室の開催を通じて、市民活動への財政的な支援の充実を図ります。</p>	市民協働国際課 連区町内会 商工会議所
	2026	2027	2028	2029	2030			
	→							
35	継続	寄附制度に関する情報提供や意識啓発					<p>寄附による市民活動への参加を推進するため、町内会電子回覧板「結ネット」応援事業所をはじめとした寄附制度の周知と寄附文化の醸成に必要な意識啓発を行います。</p>	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			
	→							

(3) 人的支援

市民活動の継続的かつ効果的な推進に向けて、市民活動のリーダーや協働事業を支えるまちづくりコーディネーターの養成をすすめるとともに、市民活動団体に対して、スキルアップ講座を開催します。

また、まちづくりコーディネーターを市民活動団体や町内会に派遣することで、専門的なスキルや知識を活用した地域課題の解決に向けた取り組みを実施します。

さらに、町内会運営の負担を軽減するため、ICT活用の促進支援を行うなど、運営省力化に向けた支援を進めます。

No.	区分	主な事業					概要	主な関係課・関係機関
		工程 (●実施 ⇨ 調査・研究 ⇨ 実施期間)						
重点 36	継続	まちづくりの担い手の育成【再掲】					まちづくりの担い手を養成する講座を通して、市民活動団体や町内会が、継続して効果的な活動を展開できるよう、まちづくりの担い手を育成します。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			
37	継続	まちづくりコーディネーター養成講座の開催【再掲】					まちづくりや地域の課題解決のため、まちづくりコーディネーター養成講座を開催し、連区や町内会、市民活動団体、企業、市民をつなぎ協働体制をコーディネートする人材を養成します。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			
38	継続	スキルアップ講座の開催					市民活動をするうえでの知識や技術を向上させるための講座を開催し、市民活動団体のスキルアップを図ります。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			
重点 39	拡充	まちづくりコーディネーター人材バンクの活用【再掲】					専門的なスキル、知識を市民活動の活性化や協働のまちづくりに生かしてもらうため、まちづくりコーディネーター養成講座受講者に対し登録を呼びかけ、まちづくりコーディネーターの効果的な活用を検討・実施します。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			
40	継続	協働コーディネート支援事業の実施					課題解決に意欲のある町内会・連区やボランティア・市民活動団体に専門的知識を有するアドバイザーやまちづくりコーディネーターを派遣し、協働の手法により課題の解決を図ります。	市民協働国際課
	2026	2027	2028	2029	2030			
重点 41	拡充	町内会運営の負担軽減に向けた取り組みの推進					電子回覧板をはじめとした町内会運営にICTの活用を促進するとともに、運営省力化に向けた支援を進めます。また、町内会への依頼事項等の見直しや支援事業の実施など、市全体で町内会役員等の負担軽減に取り組みます。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			

基本方針4 市民協働推進体制の強化

市民協働体制の推進・連携体制をさらに充実させるとともに、事業の評価を広く公表します。



【目標指標】

目標指標	現状値 2024（令和6）年度	目標値 2030（令和12）年度
高校・大学との連携促進事業数	—	4件 （5年間計）
協働マッチングシステムの活用件数	9件 （2年間計）	20件 （5年間計）

【実施施策】

(1) 推進・連携体制の充実

市民活動者の審議会への登用の促進や市民協働推進委員会による計画の実施状況の評価により、市民活動者の意見を積極的に取り入れる機会を設けます。

また、まちづくりや地域課題を解決するため、協働マッチングシステムの活用による市民活動団体、町内会、企業とのマッチングや高校や大学と連携した協働事業の推進を図ります。

No.	区分	主な事業					概要	主な関係課・関係機関
		工程（●実施 ⇄ 調査・研究 ⇄ 実施期間）						
42	継続	市民活動者の審議会などへの登用の促進					市民活動団体の意見を積極的に市政に反映させるため、市民活動団体の代表者などの審議会への登用を促進します。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			
43	継続	市民協働推進委員会の設置					協働のまちづくりを推進するため、市民協働推進委員会を設置し、計画の実施事業について評価します。	市民協働国際課
	2026	2027	2028	2029	2030			
44	重点 拡充	地域活動活性化推進員の活用【再掲】					各課単位で地域活動活性化推進員を1名選任し、研修や推進員同士が意見交換・交流できる機会を設け、各課の施策に活用します。また、地域活動活性化推進員が各課において市民協働によるまちづくりを推進し、全庁的に協働意識の醸成を図ります。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			
45	継続	協働事業提案制度の推進					市民サービスの向上を図るため、市民活動団体からの提案による協働事業を推進します。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			

No.	区分	主な事業					概要	主な関係課・関係機関
		工程 (●実施 ⇨ 調査・研究 ⇨ 実施期間)						
重点 46	継続	市民活動団体、町内会、企業のマッチングの活用					まちづくりや地域の課題を解決するために、マッチングシステムを活用し、まちづくりコーディネーター等が、協働事業のコーディネートを行います。	各課
	2026	2027	2028	2029	2030			
重点 47	新規	高校・大学との連携促進					地域貢献活動などを実施している高校や大学などと、市民活動団体・町内会・企業等とのつながりを創出し、連携する取り組みを検討・実施します。	市民協働 国際課
	2026	2027	2028	2029	2030			

(2) 協働事業の評価と公表

市が実施する協働事業の進捗管理を行うため、市民協働推進委員会において、報告・評価を実施し、その内容をホームページ等で広く市民に公表します。

No.	区分	主な事業					概要	主な関係課・関係機関
		工程 (●実施 ⇨ 調査・研究 ⇨ 実施期間)						
48	継続	市が取り組む協働事業の公表					市が行う協働事業を推進するため、市が取り組む協働事業をホームページにて広く公表します。	市民協働 国際課
	2026	2027	2028	2029	2030			
49	継続	とよかわ市民協働推進計画の施策の評価と公表					本計画に基づいて市が実施した事業の進捗管理を行うため、市民協働推進委員会に取り組み状況を報告し、その評価内容を広く公表します。	市民協働 国際課
	2026	2027	2028	2029	2030			

第5章

計画の推進

1 推進体制

市民活動者を始め一般公募市民や学識経験者等で構成する市民協働推進委員会に取り組み状況を報告し、その評価内容を広く公表します。

2 進行管理

計画に基づく取り組みの実施にあたっては、年度ごとに確認・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを実施し、本計画の計画的かつ円滑な推進を図ります。

(1) 2026（令和8）年度から2030（令和12）年度まで

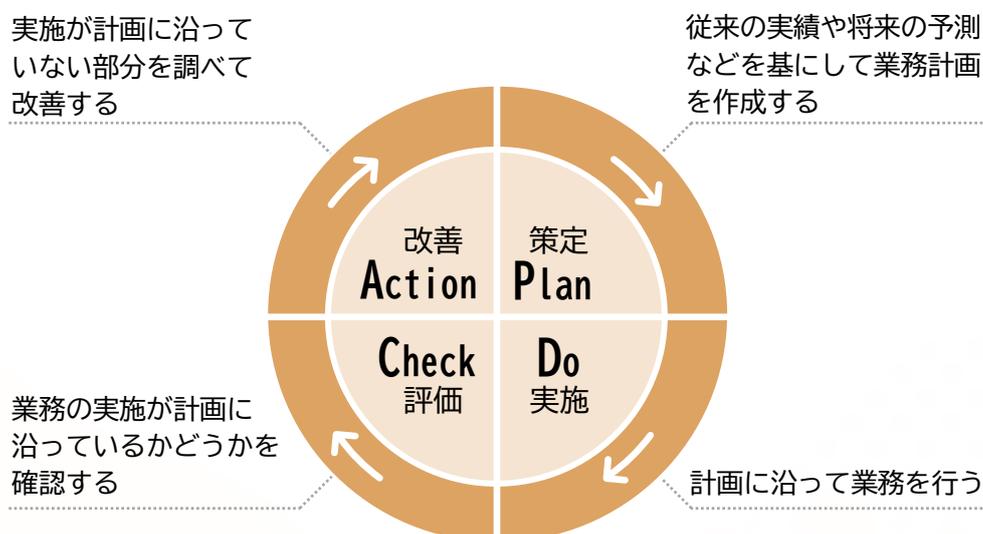
毎年度、施策の進捗状況をまとめます。

進捗状況を市民協働推進委員会に報告し、意見を求め、計画推進の適切な管理を行います。

(2) 2030（令和12）年度にむけて

社会経済情勢の変化や市民意識調査、各年度における評価結果などを踏まえ、市民協働推進委員会による審議・検討を経て、必要に応じて計画の見直しを行います。

PDCAサイクルのイメージ



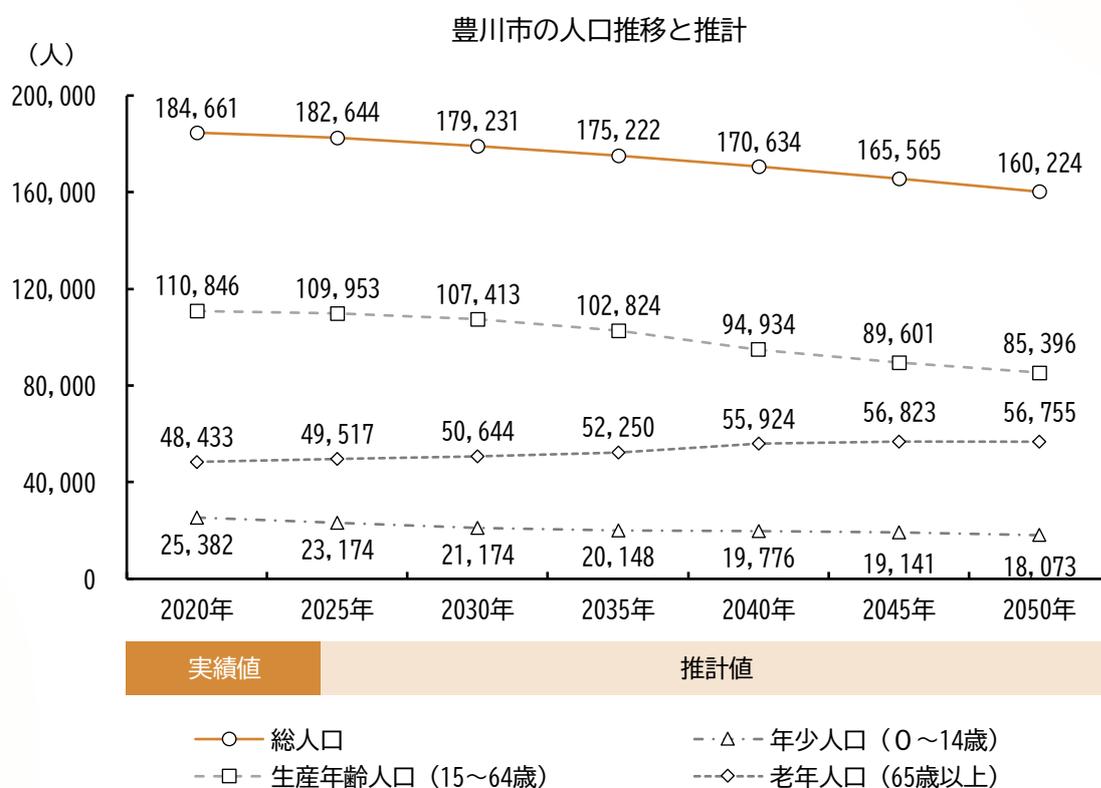
資料編

1 豊川市の統計データ

(1) 豊川市の人口推移と推計

① 豊川市の総人口及び年齢3区分の推移と推計

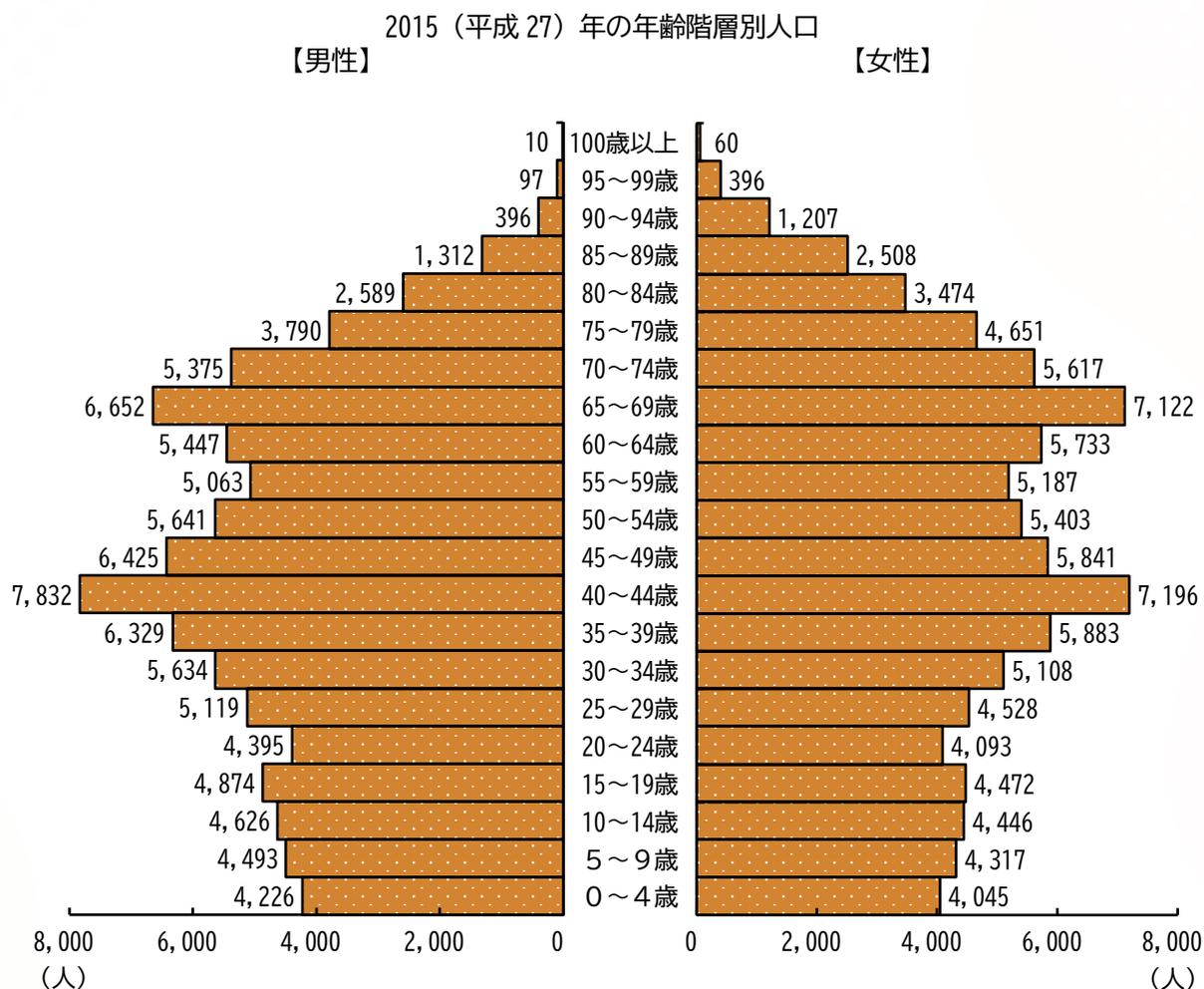
本市の総人口は2050（令和32）年には、16万人程度まで低下することが見込まれています。また、年齢3区分別の人口は、14歳以下の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口がともに減少し、65歳以上の老年人口は増加することが予測されています。



出典：第7次豊川市総合計画

②年齢階層別人口

2015（平成27）年の年齢階層別人口では、「団塊世代※」が65歳から69歳の年齢層を構成し、人口ピラミッドにおけるふくらみを見せています。その子どもの世代である「団塊ジュニア世代※」が40歳から44歳の年齢層を構成し、同様に人口のふくらみを見せています。

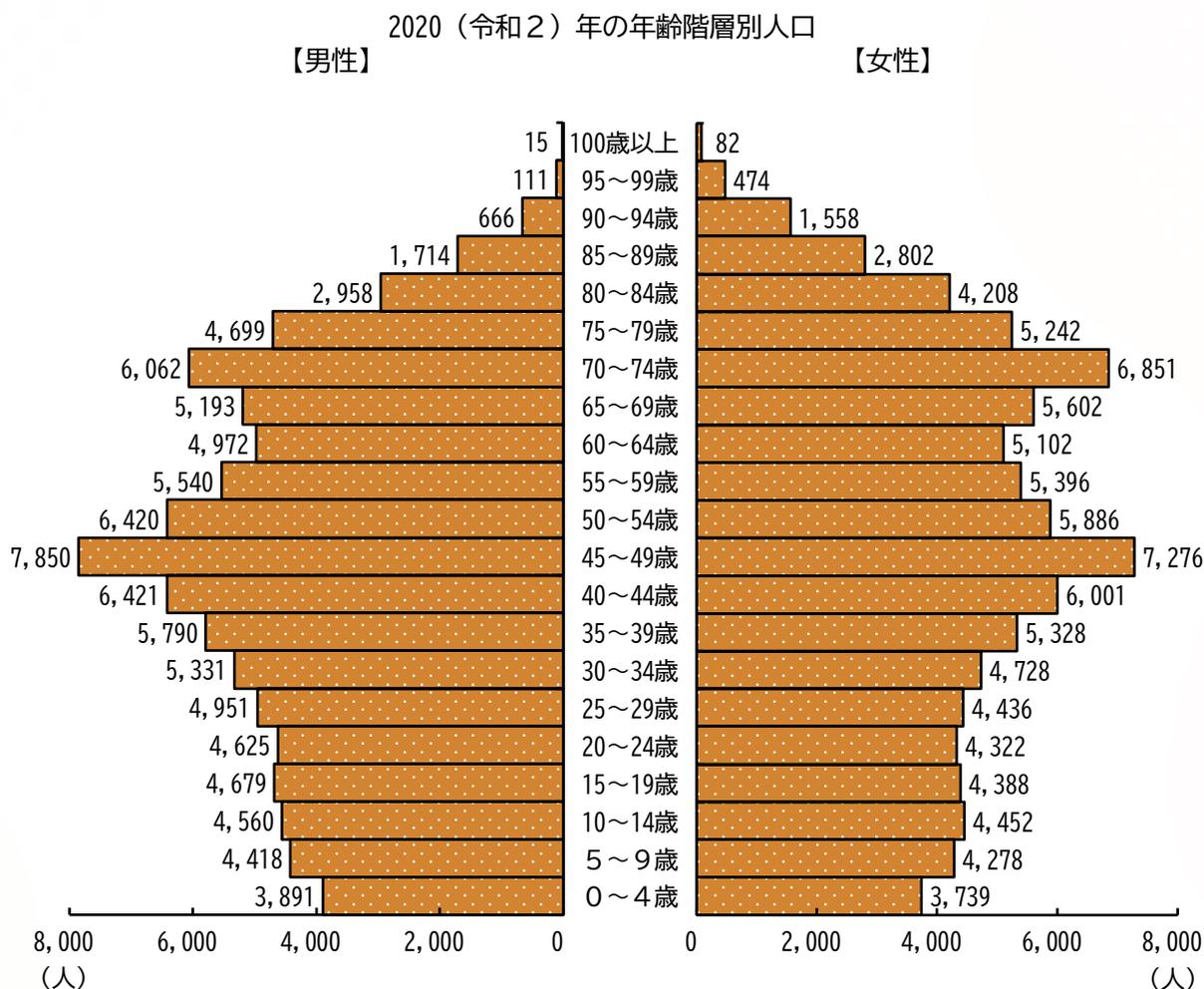


※ 「団塊世代」は、1947（昭和22）年から1949（昭和24）年に生まれた世代で、「団塊ジュニア世代」は1971（昭和46）年から1974（昭和49）年に生まれた世代です。

出典：国勢調査

2020（令和2）年の年齢階層別人口では、「団塊世代」が70歳から74歳の年齢層を構成し、「団塊ジュニア世代」が45歳から49歳の年齢層を構成します。

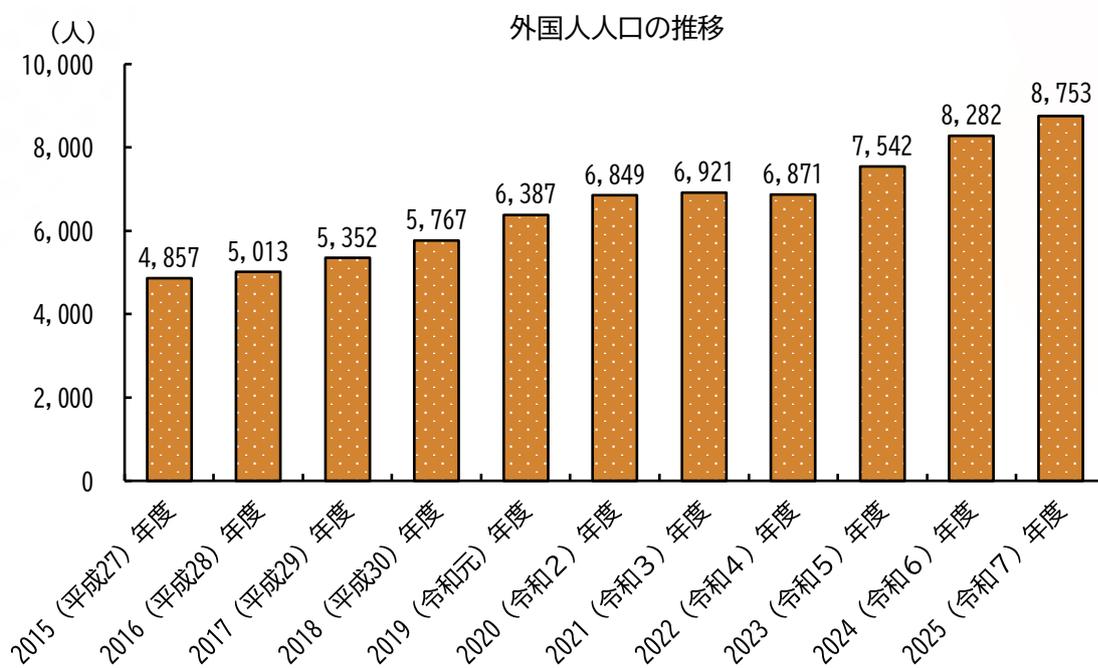
年齢3区分別人口の構成比について、平成27年と比べると、老年人口（65歳以上）は1.5ポイント増加する一方で、年少人口（14歳以下）は0.6ポイント減少、また、生産年齢人口についても0.9ポイント減少しています。



出典：国勢調査

③豊川市の外国人人口の推移

外国人人口は年々増加傾向にあり、2025（令和7）年度で8,753人となっており、2015（平成27）年度の約1.8倍となっています。



(各年度4月1日現在)

出典：市民協働国際課資料

(2) 豊川市の地域活動の状況

①豊川市の町内会加入世帯数・加入率の推移

本市では、地域の課題解決に向けた活動や住民の親睦・交流活動などを通して、一定の地域に住む方々が、住みよい豊かなまちづくりを目指す地域コミュニティ活動が、町内会や連区という単位で行われており、現在、183町内会、31連区が組織されています。

町内会加入世帯数は徐々に増加しているものの、核家族化や単身世帯の増加などにより世帯数も増加しているため、町内会の加入率は2025（令和7）年4月現在の加入率は65.5%となっており、2015（平成27）年から大きく減少しています。

町内会加入世帯数・加入率の推移

	2015. 4. 1 (平成 27 年度)	2016. 4. 1 (平成 28 年度)	2017. 4. 1 (平成 29 年度)	2018. 4. 1 (平成 30 年度)	2019. 4. 1 (令和元年度)
加入世帯数	53,418	53,661	53,789	53,937	54,026
加入率	74.9	74.1	73.2	72.3	71.0

単位 加入世帯数：世帯 加入率：%

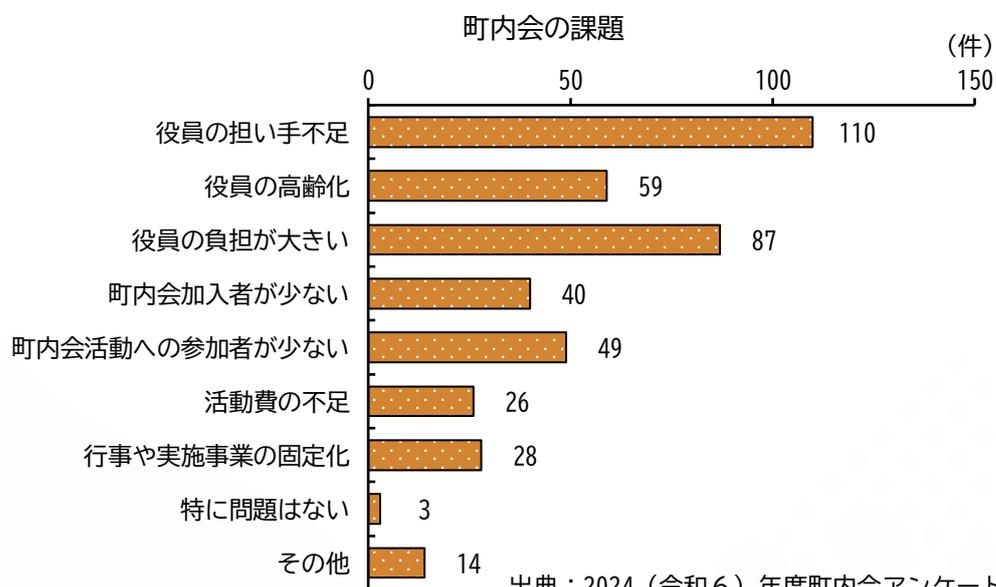
	2020. 4. 1 (令和 2 年度)	2021. 4. 1 (令和 3 年度)	2022. 4. 1 (令和 4 年度)	2023. 4. 1 (令和 5 年度)	2024. 4. 1 (令和 6 年度)	2025. 4. 1 (令和 7 年度)
加入世帯数	54,135	54,285	54,516	54,635	53,868	53,704
加入率	70.0	69.7	69.3	68.3	66.4	65.5

出典：市民協働国際課資料

②豊川市の町内会活動の課題

町内会活動の現状や課題を把握するため、2024（令和6）年12月に町内会アンケートを実施しました。（有効回答率：71.0%）

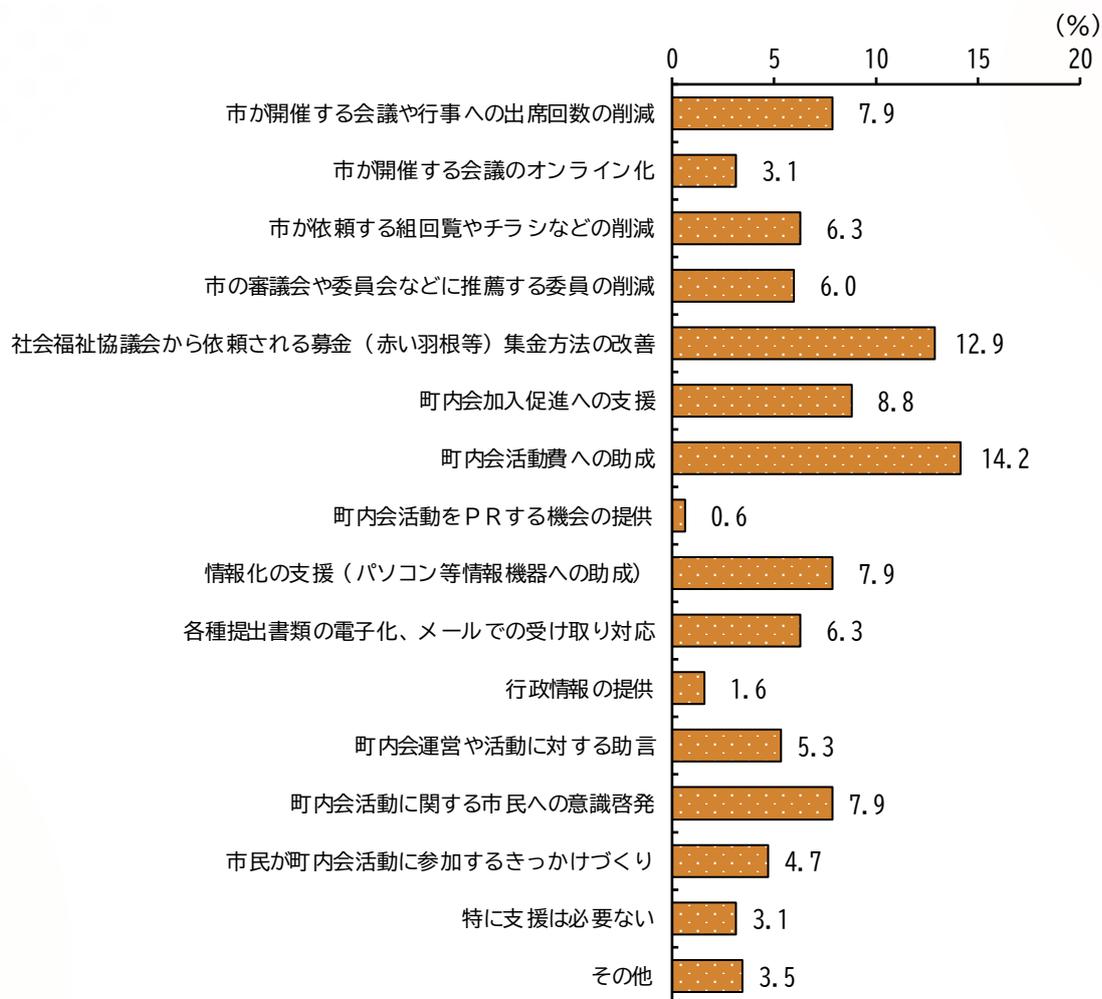
町内会活動の課題は、多い順に「役員の担い手不足」「役員の負担が大きい」「役員の高齢化」「町内会活動への参加者が少ない」となっています。



③町内会が市に望むこと

町内会が市に望むことは、金銭的な支援だけでなく、市が開催する会議や行事への出席回数の削減や、市の補完業務の負担軽減、情報化の支援、町内会活動の市民への意識啓発など多岐にわたっています。

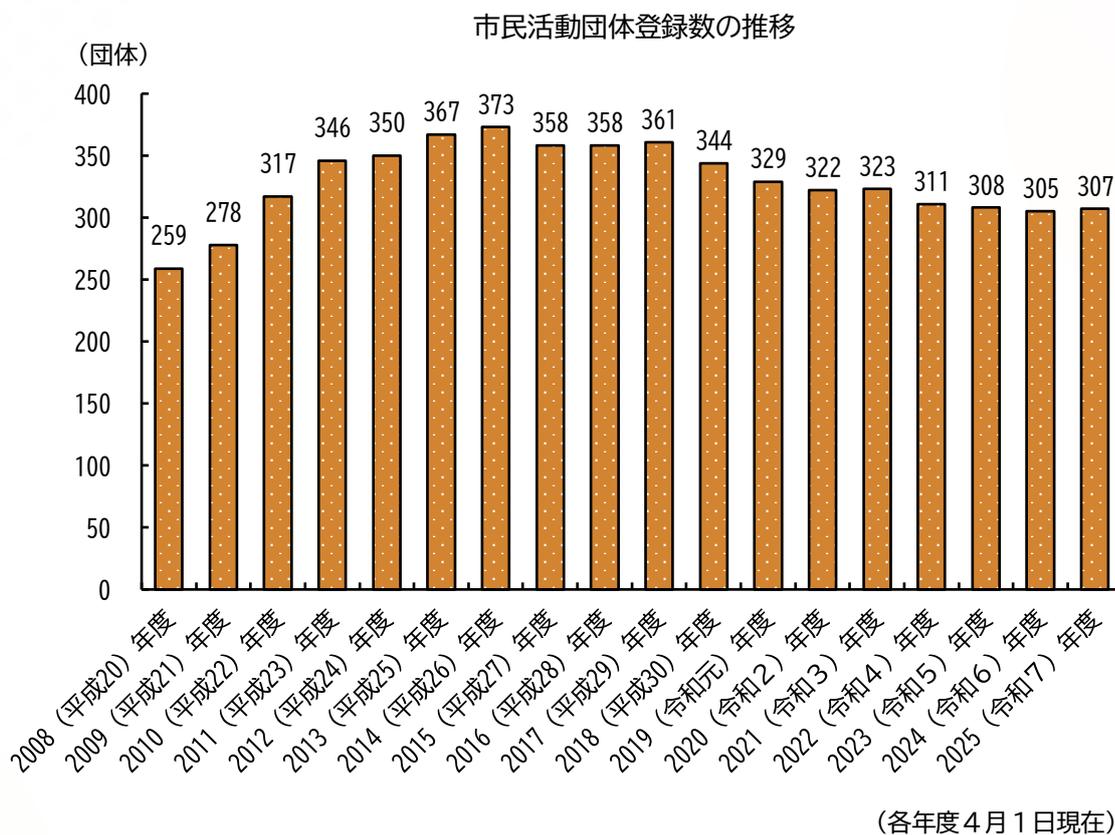
町内会活動において市に望むこと



出典：2024（令和6）年度町内会アンケート

④市民活動団体の登録数の推移と団体の状況

本市では、300を超える市民活動団体が活動しており、年々減少傾向にあります。団体のプロフィールを見ると、会員数30人未満の団体が69.5%、年間予算規模が10万円未満の団体が55.4%と規模の小さい団体が多く、構成員の最多年齢層が60歳代以上の団体が68.7%となっています。

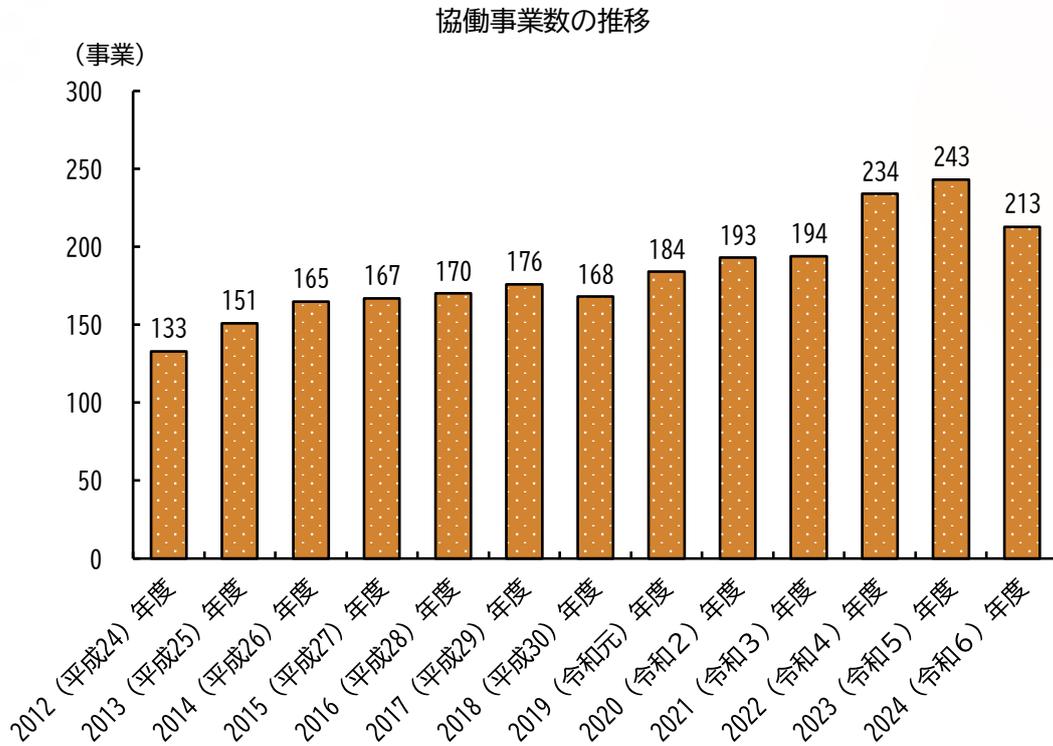


出典：市民協働国際課資料

(3) 豊川市の事業及び財政状況

①豊川市の協働事業数の推移

協働事業数は、2012（平成24）年度から2023（令和5）年度にかけて増加し、2024（令和6）年度で213事業となっています。



出典：市民協働国際課資料

②豊川市の財政収支の見通し

地方財政を取り巻く環境は、少子高齢化と人口減少の進行、公共施設・インフラの老朽化、長期金利の上昇などにより厳しさを増しており、身の丈にあった持続可能な財政運営の確立に向け、自主財源の確保と効果的・効率的な支出の徹底が求められています。

豊川市の財政計画

単位：百万円

年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	全体
歳入総額	81,613	79,461	89,601	78,967	79,285	78,912	79,232	78,912	645,983
自主財源	市税	31,232	31,005	31,317	31,564	31,273	31,522	31,773	251,172
	その他	9,141	9,201	9,936	8,492	10,153	9,036	8,844	73,463
依存財源	市債	6,779	5,292	12,245	4,051	3,225	3,537	3,458	41,995
	地方交付税	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	7,650	61,200
	その他	26,811	26,313	28,453	27,210	26,984	27,167	27,507	218,153
歳出総額	81,613	79,461	89,601	78,967	79,285	78,912	79,232	78,912	645,983
義務的経費	39,956	40,385	41,250	41,807	42,783	42,871	43,651	43,176	335,879
消費的経費	24,146	23,955	24,002	23,969	24,990	24,606	24,234	24,332	194,234
投資的経費	14,093	11,702	21,268	9,890	8,451	8,386	8,322	8,259	90,371
その他経費	3,418	3,419	3,081	3,301	3,061	3,049	3,025	3,145	25,499

出典：第7次豊川市総合計画

● 自主財源

市が自ら収入することができる財源で、その主なものとして市税（市民税、固定資産税など）、分担金・負担金（地方公共団体が行う事業により利益を受ける者から徴収するお金）、使用料・手数料（公共施設を利用したときに徴収される料金や、証明書等の交付を受けたときに利用者が負担するお金）、諸収入（他の歳入科目に含まれない収入で、預金利子や雑入等）などがあります。

● 依存財源

国や県の意思決定により収入される財源で、その主なものとして市債、地方交付税、国県支出金（国や県から交付される補助金）、地方譲与税などがあります。

● 義務的経費

支出が義務付けられており、任意では削減できない経費のことで、人件費、扶助費、公債費があります。

● 消費的経費

支出効果が極めて短期間に終わり、後年度に形を残さない経費のことで、物件費（旅費、消耗品費、光熱水費、委託料など）、維持補修費（施設の修繕に係る経費）、補助費等（民間団体などが行う事業に対して支出する負担金や補助金など）があります。

● 投資的経費

支出の効果が施設等のストックとして将来に残る経費のことで、普通建設事業費（施設などの建設に要する経費）と災害復旧事業費があります。

● その他経費

義務的経費、消費的経費、投資的経費以外の経費で、繰出金（特別会計など他会計に支出する経費）貸付金、積立金（財源調整や使途が特定された基金への積立金）などがあります。

2 市民活動に関するアンケート調査結果

(1) 調査概要

とよかわ市民協働推進計画を更新するための基礎資料として、企業の社会貢献活動への意識や協働に対する意見を取り入れて行う必要があり、アンケート調査を実施しました。

● 市民活動に関するアンケート調査

	配布数（件）	有効回答数（件）	有効回答率
市民	2,000	1,009	50.5%
ボランティア・市民活動団体	302	249	82.5%
豊川市内の企業	150	66	44.0%

● 調査結果の表示方法

- ・各設問における回答者数は選択肢を一つに限定している設問の場合は選択肢を選んだ人の計と無回答の人を加えた合計とし基本的に有効回答数と一致します。また、選択肢を一つに限定していない場合は選ばれた選択肢の合計とし基本的に有効回答数を超えるものとなります。
- ・各設問ではNを基数とした百分率（％）で示しています。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・設問や選択肢等の表記は、報告書の体裁上から簡略化して表記することがあります。

(2) 調査結果

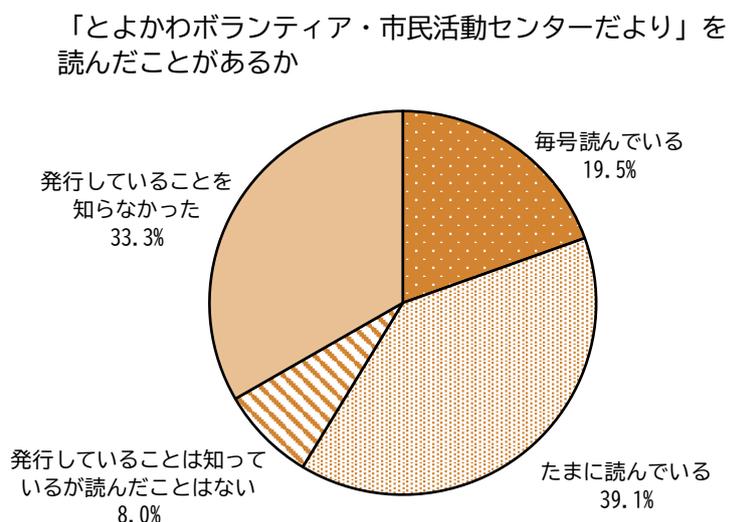
①市民活動へ参加する際に必要な情報の入手先（市民）＜年代別＞

単位：％

区分		回答者数（件）	①インターネット各種SNSやウェブサイト	②新聞・テレビ・ラジオ・雑誌など	③広報紙や回覧板	④ボランティア・市民活動団体の機関紙やパンフレットなど	⑤文化会館や勤労福祉会館などの公共施設の掲示板など	⑥とよかわボランティア・市民活動センタープリア	⑦とよかわボランティア・市民活動センターウイズ	⑧家族や知人から	⑨職場の上司や同僚から	⑩その他
20歳代	令和6年度調査	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	平成28年度調査	5	20.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0
30歳代	令和6年度調査	12	8.3	0.0	41.7	8.3	0.0	0.0	0.0	33.3	8.3	0.0
	平成28年度調査	18	0.0	0.0	44.4	0.0	0.0	0.0	0.0	27.8	5.6	22.2
40歳代	令和6年度調査	36	8.3	0.0	47.2	8.3	11.1	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0
	平成28年度調査	21	9.5	4.8	28.6	4.8	0.0	0.0	0.0	28.6	4.8	19.0
50歳代	令和6年度調査	51	21.6	2.0	41.2	11.8	5.9	3.9	0.0	7.8	2.0	3.9
	平成28年度調査	28	3.6	7.1	35.7	3.6	0.0	7.1	7.1	25.0	10.7	0.0
60歳代	令和6年度調査	44	13.6	6.8	50.0	4.5	0.0	0.0	2.3	11.4	0.0	11.4
	平成28年度調査	40	5.0	5.0	27.5	12.5	2.5	0.0	7.5	22.5	2.5	15.0
70歳以上	令和6年度調査	102	4.9	4.9	37.3	16.7	4.9	1.0	9.8	16.7	1.0	2.9
	平成28年度調査	54	1.9	13.0	31.5	9.3	3.7	1.9	14.8	13.0	1.9	9.3

【「とよかわボランティア・市民活動センターだより」の閲読率】

市民活動に関する情報について、「とよかわボランティア・市民活動センターだより」の市民の認知度について、2023（令和5）年度の豊川市電子市政モニター※のアンケート調査によれば、「毎号読んでいる」「たまに読んでいる」が合わせて58.6%となっています。



※ 豊川市電子市政モニター
市政に関する各種アンケートに、手軽かつスピーディに回答してもらうことを趣旨としたインターネットによる調査（愛称：とよかわデジモニ）。対象は市内に在住、在働、在学する満18歳以上の方100人。

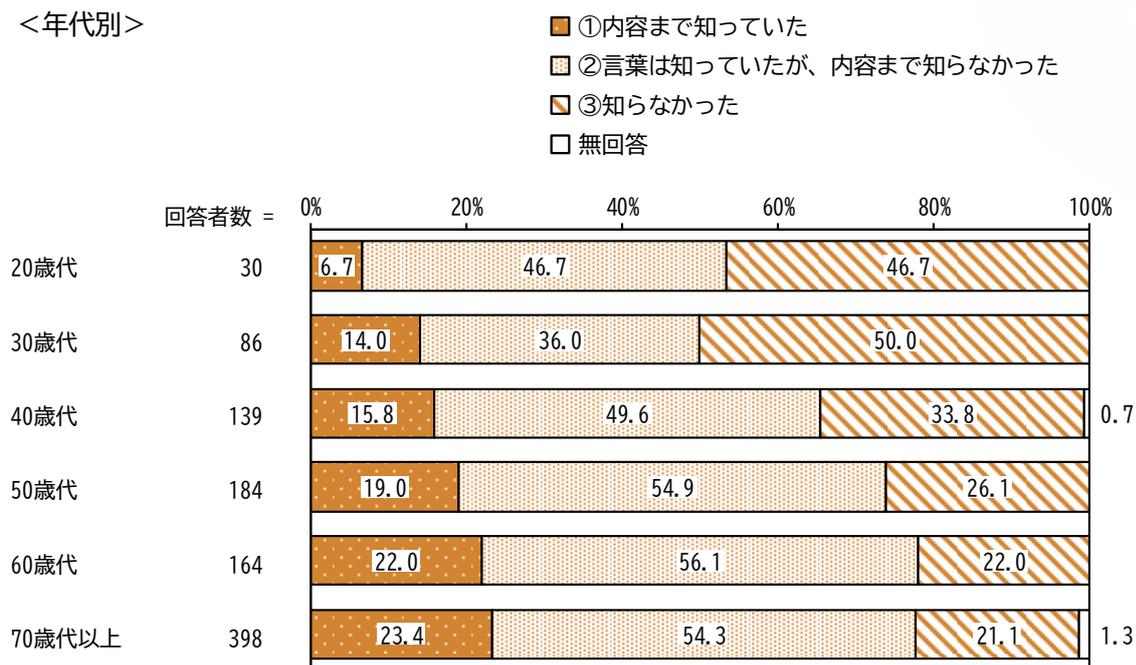
出典：2023（令和5）年度豊川市電子市政モニター

②「市民活動」の認知度及び関心度

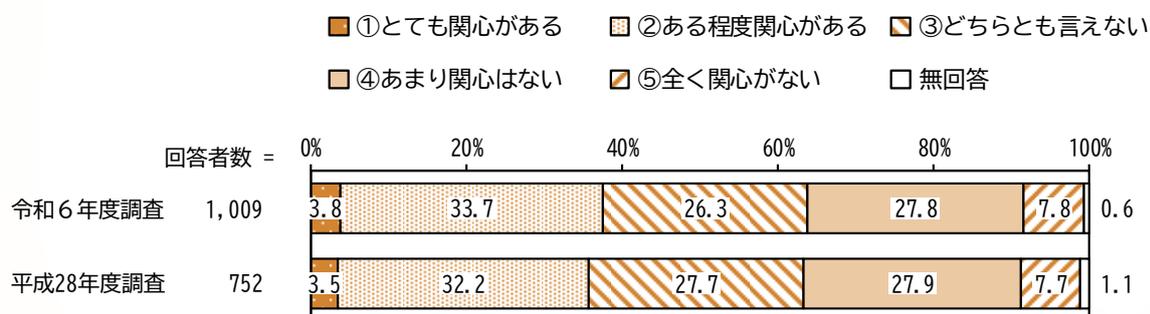
市民へのアンケート調査結果では、市民活動という言葉を知っている人を年代別で見ると30歳代では言葉を知らない人が5割となっており、認知度が他の年代よりも低い傾向がみられます。また、市民活動の関心度についても「とても関心がある」「ある程度関心がある」という回答が37.5%で前回調査の35.7%から少し増加しています。

市民活動という言葉の周知状況（市民）

<年代別>

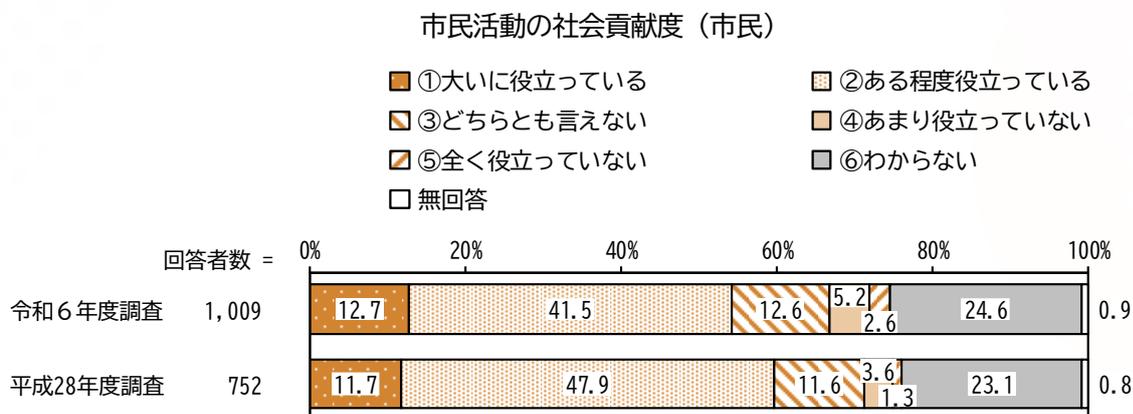


市民活動への関心度（市民）



③市民活動の社会貢献度

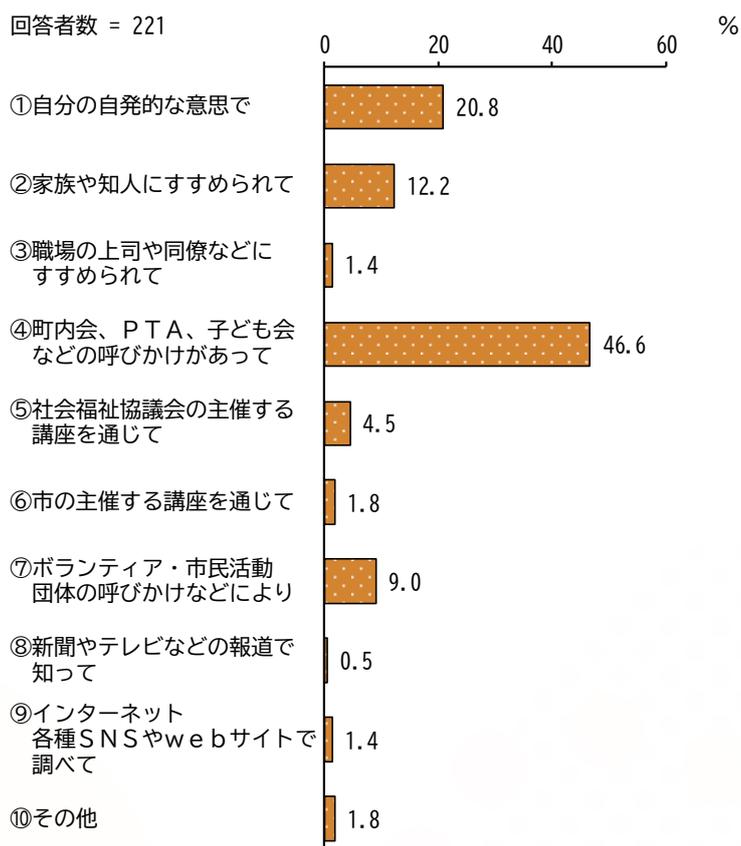
市民活動が社会にどの程度役立っているかの認識について、「役立っている」という回答が54.2%となっています。一方で「役立っていない」は7.8%で、前回調査の4.9%から増加しています。



④市民活動の参加状況

市民へのアンケート調査結果では、活動を始めたきっかけは、「町内会、PTA、子ども会などの呼びかけがあって」と回答した人が46.6%と圧倒的に高くなっています。

市民活動をはじめた“きっかけ”（市民）
※現在、市民活動に参加している人



⑤市民活動へ参加するうえでの障害

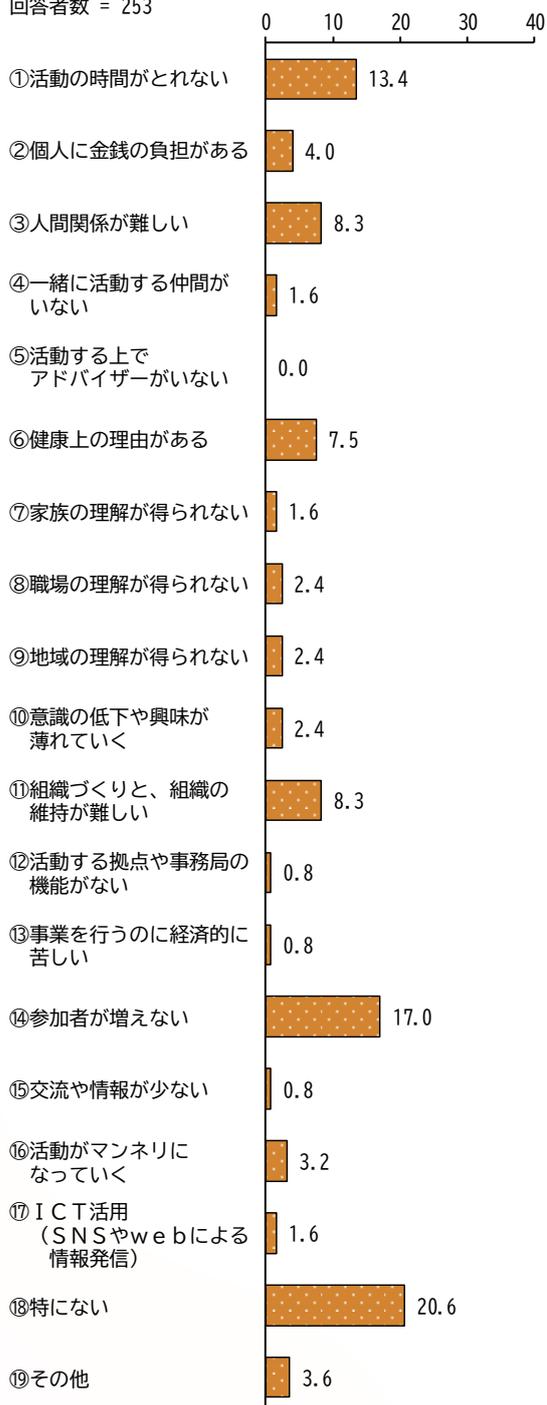
市民活動へ参加するうえでの障害は、「特にない」が20.6%で最も高くなっています。挙げられた障害については、「参加者が増えない」が最も高く17.0%、次いで「活動の時間が取れない」が13.4%となっています。

市民活動に不参加である理由は、「忙しくて時間がない」が18.4%と最も高く、次いで「きっかけや機会がない」が16.5%となっています。

活動していくうえで困っていること（市民）

※現在、市民活動に参加している人

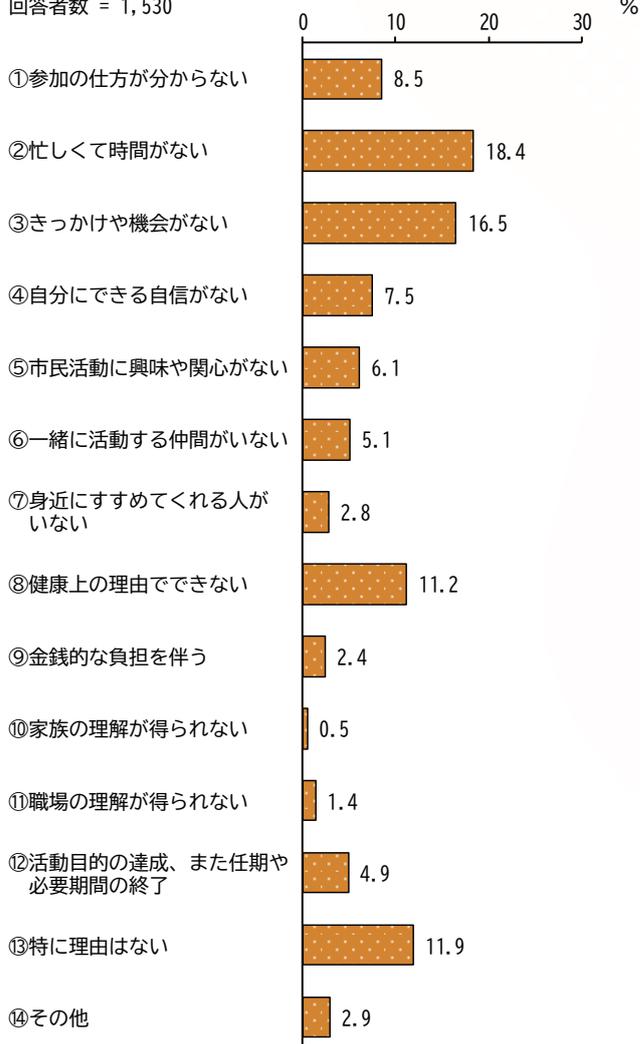
回答者数 = 253



市民活動に参加していない理由（市民）

※現在、市民活動に参加していない人

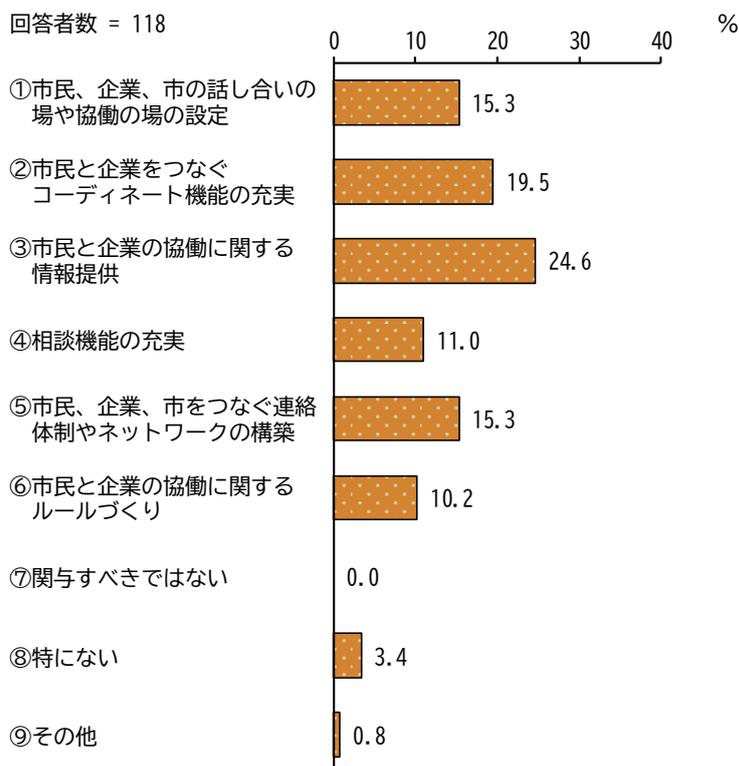
回答者数 = 1,530



⑥企業が行政に求める取り組み

行政に求める取り組みとしては、「市民と企業の協働に関する情報提供」が24.6%、「市民と企業をつなぐコーディネート機能の充実」が19.5%と高い割合となっています。

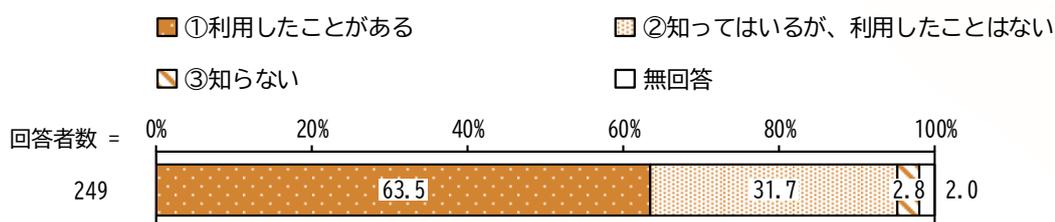
企業の市民活動支援や企業と市民が協働しやすい環境をつくるために必要な市の取り組み（企業）



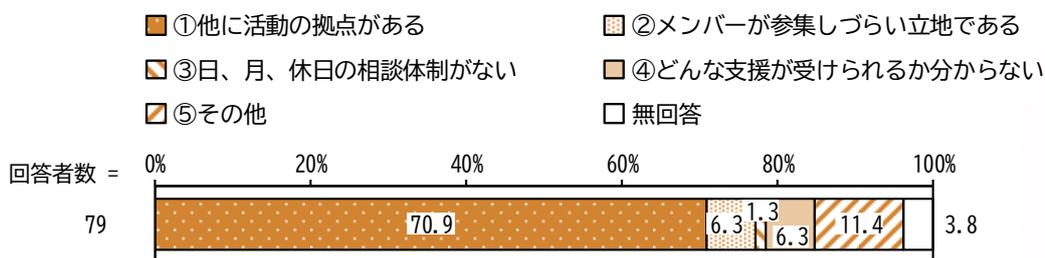
⑦とよかわボランティア・市民活動センターの利用状況及び利用しない理由

ボランティア・市民活動支援や情報の受発信を行う拠点となる施設「とよかわボランティア・市民活動センタープリオ」と「とよかわボランティア・市民活動センターウィズ」について、アンケート調査結果をみると、団体調査では、「利用したことがある」が約6割となっています。また、施設を「知らない」団体は2.8%とごく少数にとどまっており、利用しない理由は「他に活動の拠点がある」が約7割です。

「プリオ」と「ウィズ」の利用状況（団体）



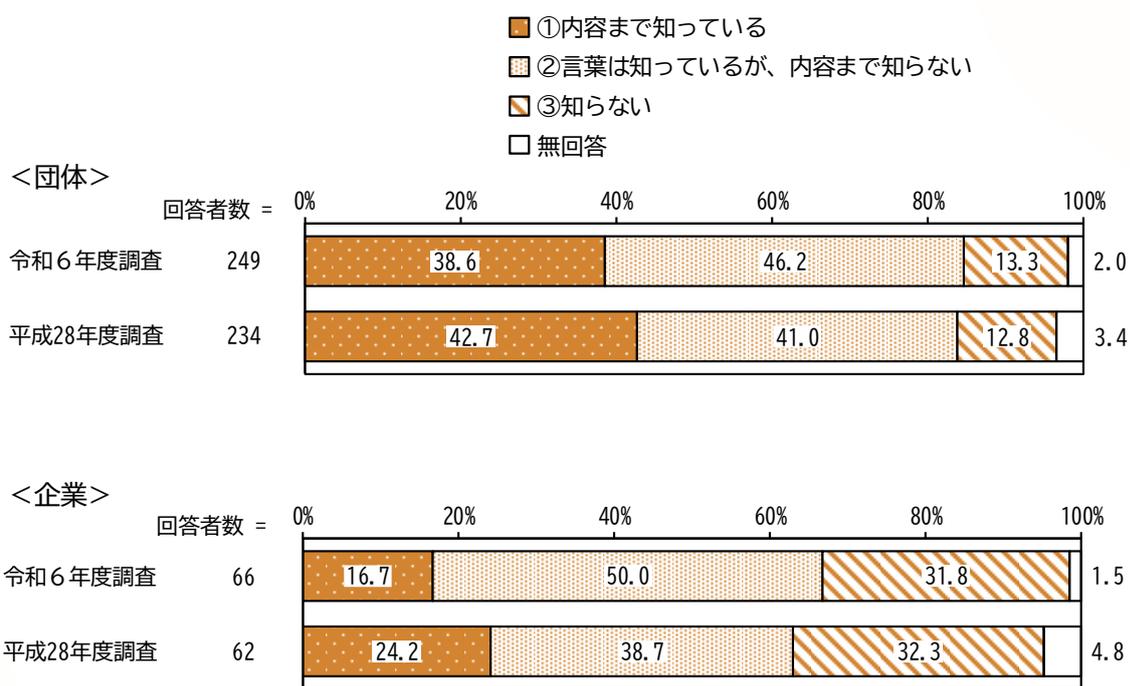
「プリオ」と「ウィズ」を利用しない理由（団体）



⑧協働の認知度

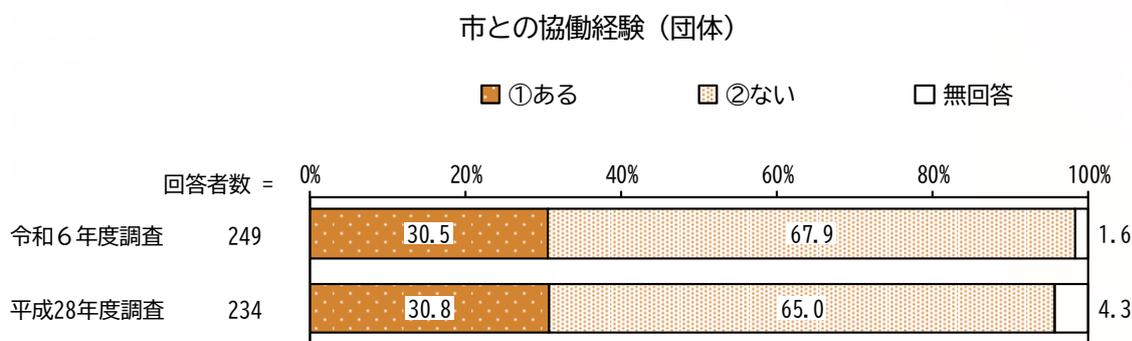
団体調査では、協働という言葉について「言葉は知っているが、内容まで知らない」団体は46.2%、「内容まで知っている」団体は38.6%となっています。前回調査と比べると、「内容まで知っている」の割合が減少しています。企業調査では、協働という言葉の「内容まで知っている」企業は16.7%、「言葉は知っていたが、内容まで知らない」企業は50.0%となっています。団体調査と同じく、前回調査より「内容まで知っている」の割合が減少しています。

協働の認知度（団体・企業）

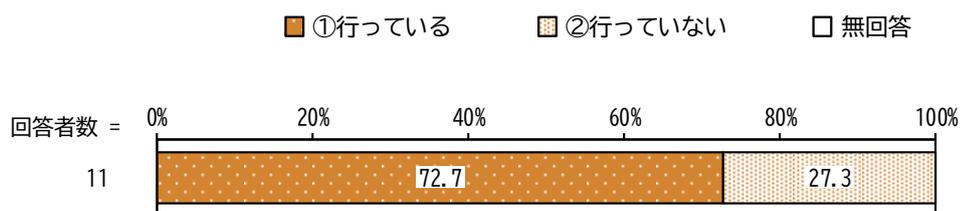


⑨市との協働経験及び協働の状況

団体調査では、これまでに市と協働したことが「ある」団体は30.5%で、前回調査と大きな変化はありません。企業調査では、協働を「行っている」企業が72.7%、「行っていない」企業が27.3%となっています。



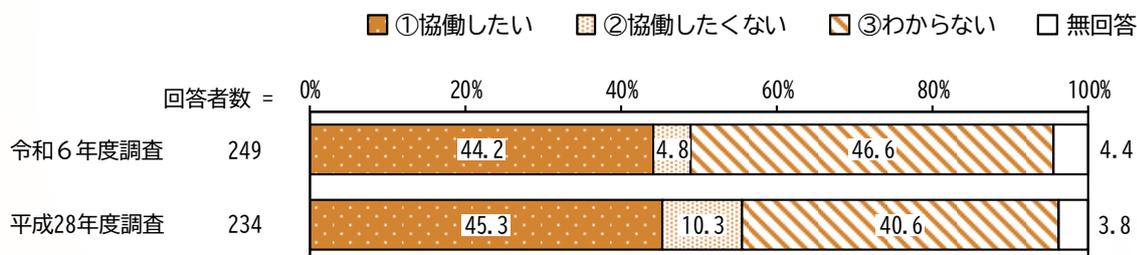
地縁組織、ボランティア・市民活動団体等との協働の状況（企業）



⑩今後の協働の意向

今後も積極的に協働したいかについては、団体調査では、「協働したい」団体は44.2%で前回調査と大きな変化はありませんが、「協働したくない」団体は4.8%で、前回調査の10.3%から大きく減少しています。

市や地域の団体・企業等との積極的な協働への意向（団体）



3 市民協働推進委員会委員名簿

≪令和6年度委員≫

◎会長 ○副会長 (順不同、敬称略)

区分	氏名	所属等
学識経験者	◎ 鈴木誠	愛知大学地域政策学部学部長
市民活動者	○ 神谷典江	特定非営利活動法人穂の国まちづくりネットワーク代表理事
市民活動者	乙部法行	豊川市連区長会代表
市民活動者	小栗慎平	豊川高校インターアクトクラブ顧問
市民活動者	豊田恵子	特定非営利活動法人とよかわ子育てネット代表理事
一般公募市民	加藤大暉	愛知大学地域政策学部学生
事業者団体	佐原圭子	豊川商工会議所事務局次長
市の職員	中西成人	豊川市市民部長
市長が適当と認める者	加藤悦子	豊川市国際交流協会常務理事
市長が適当と認める者	小川友和	豊川市社会福祉協議会地域福祉課長補佐

≪令和7年度委員≫

◎会長 ○副会長 (順不同、敬称略)

区分	氏名	所属等
学識経験者	◎ 鈴木誠	愛知大学地域政策学部学部長
市民活動者	○ 神谷典江	特定非営利活動法人穂の国まちづくりネットワーク代表理事
市民活動者	乙部法行	豊川市連区長会代表
市民活動者	小栗慎平	豊川高校インターアクトクラブ顧問
市民活動者	豊田恵子	特定非営利活動法人とよかわ子育てネット代表理事
一般公募市民	加藤大暉	愛知大学地域政策学部学生
事業者団体	鈴木鈴子	豊川商工会議所女性会
市の職員	中西成人	豊川市市民部長
市長が適当と認める者	加藤悦子	豊川市国際交流協会常務理事
市長が適当と認める者	小川友和	豊川市社会福祉協議会地域福祉課長補佐

≪事務局≫ 豊川市市民部市民協働国際課

4 市民協働推進委員会推進計画審議経過

開催日	会議名
令和6年8月19日	令和6年度第2回市民協働推進委員会
令和7年2月26日	令和6年度第3回市民協働推進委員会
令和7年6月10日	令和7年度第1回市民協働推進委員会
令和7年7月30日	令和7年度第2回市民協働推進委員会
令和7年10月1日	令和7年度第3回市民協働推進委員会
令和7年10月27日	令和7年度第4回市民協働推進委員会
令和7年11月19日	令和7年度第5回市民協働推進委員会
令和8年3月	「第2期とよかわ市民協働推進計画」策定

5 市民協働推進委員会設置要綱

市民協働推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 「とよかわ市民協働推進計画（2018-2025）」に基づき、地域と行政がしっかりと支えているまちづくりを推進するため、市民協働推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 「とよかわ市民協働推進計画（2018-2025）」に基づく施策の実施内容や進捗状況の評価
- (2) 市民協働施策の推進
- (3) 市民協働施策の評価
- (4) その他市民協働の推進に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民活動者
- (2) 一般公募市民
- (3) 事業者によって構成する団体の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によって定め、副会長は会長が指名するものをもって充てる。

2 会長は、会議を主宰し、会議の長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、会長が招集する。ただし、会長が不在の場合においては、事務局が招集する。

(委員会の公開)

第7条 委員会は、原則公開とし、別に定めるところにより傍聴を認める。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、豊川市市民部市民協働国際課内に置く。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年12月16日から施行する。

2 この委員会の設置当初の委員の任期は、第4条第2項の規定に関わらず、設置の日から平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

豊川市民憲章

わたしたちは、豊川市民であることに誇りと責任をもち、互いに手を携えて、豊川市の

未来像、『光・緑・人 輝くとよかわ』の実現をめざしてこの憲章を定めます。

ひとつ きよらかな山河、輝く海、自然を守り住みよいまちに

ひとつ 歴史に学び、明日を創る、文化の香りあふれるまちに

ひとつ 健康で、はたらくことに夢をもち、力を合わせて豊かなまちに

ひとつ よい子、よい友、よい家庭、次代へつなぐ共生のまちに

ひとつ 心を合わせてきまりを守り、安全で安心できる希望のまちに



協働のマーク

協働の取り組みを普及・啓発するために作成した豊川市のオリジナルマーク

2026（令和8）年3月発行

発行 豊川市市民部市民協働国際課

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

TEL : 0533-89-2165（直通） FAX : 0533-95-0010

Email : kyodokokusai@city.toyokawa.lg.jp